

IX 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第8回 WG	基本 IV-4	NACCS専用口座の廃止
----	----------	-----------	------------	--------------

- NACCS専用口座について平成28年度末までに廃止する。

詳細仕様検討結果

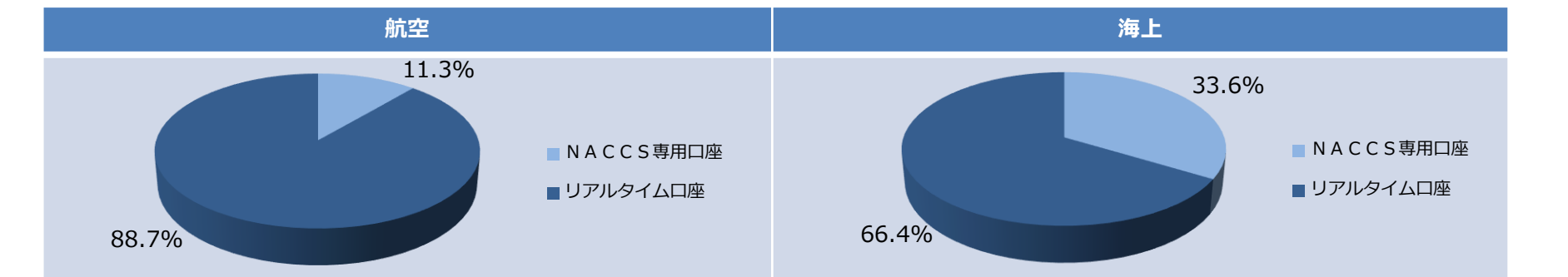
- NACCS専用口座については、平成28年度末までに廃止する。※廃止に伴う留意事項はWG資料参照

1. NACCS専用口座とリアルタイム口座の比較等 (平成27年12月31日現在)

項目	専用口座振替	リアルタイム口座振替
サービス開始時期	昭和53年8月	平成20年10月
対応金融機関	銀行：41行51支店	銀行：72行全支店 信用金庫：197信用金庫
サービス提供時間（最大※1）	年中 06:00～21:00（※2）	年中 00:00～24:00（※3）
入出金	入金のみ可（出金不可）	入出金可
口座用途	NACCSによる関税等納付のみ	一般口座のため、NACCSによる関税等納付以外にも使用可能
口座残高の積増し	翌日反映	即時反映
領収証書	発行可能	マルチペイメントの仕組み導入に伴い、領収書の発行は省略（NACCSから振替完了通知書の出力が可能）

※1 NACCSが提供している時間帯の中で最長の時間帯を掲載。 ※2 銀行グループ毎に異なる。
※3 銀行毎に異なる。また、以下のMPNのサービス時間外を除く。1月1日 20:15～1月2日 05:40 6月、9月の第3日曜日 00:00～05:40

2. NACCS専用口座とリアルタイム口座使用実績比 (平成27年10月29日～平成27年12月31日実績)



(平成26年第8回WG時点：リアルタイム80.8% 専用19.2%) (平成26年第8回WG時点：リアルタイム40.8% 専用59.2%)

通関	航空 海上	第8回 WG	基本 Ⅲ-3	システム制限値の見直し（1）：輸出入申告業務における多欄申告対応について
----	----------	-----------	-----------	--------------------------------------

- 「輸入申告（IDC）」業務等、「輸出申告（EDC）」業務等の品目コード等を100欄まで入力できる、多欄数用の輸入申告業務、輸出申告業務を新設する。

詳細仕様検討結果

- 申告の多欄数化

申告の多欄数化については、新規業務の提供によらず、既存の「輸入申告事項登録（IDA）」業務及び「輸出申告事項登録（EDA）」業務等の入力欄数を99欄とする改変により対応する。

【参考】

- ① 基本仕様の検討時点では、現行業務（IDA、EDA等）の入力欄数を拡大した場合、NACCSの処理能力低下が懸念されたため、50欄を超える入力欄数専用の業務を新たに作成することとしていたが、検証の結果、現行業務の入力欄数を100欄程度まで拡大しても、NACCSの処理能力に影響がないことが判明している。
- ② 入力欄数の最大値を100欄とした場合、IDA業務等の出力情報（輸入申告入力控情報等）の「欄番号」欄の桁数を2桁から3桁に変更する必要が生じ、自社システムの開発に影響する可能性があるため99欄とした。
※ 自社システム利用者が51欄以上の申告を行う場合は、自社システムを本仕様に合わせて改修する必要がある。

IX 詳細仕様検討結果

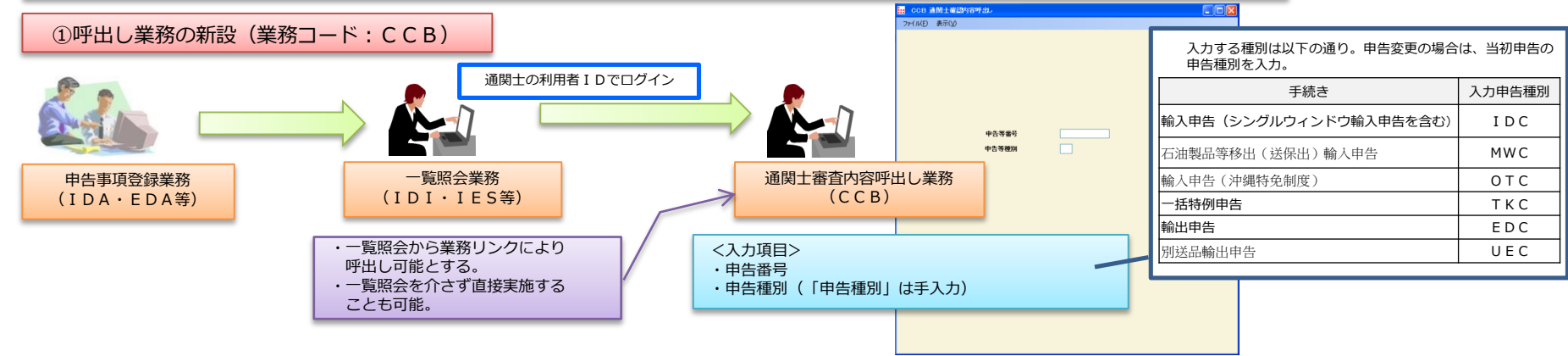
通関	航空 海上	第 9 回 第13回 WG 第16回	基本 IV-5-1-(4)	通関士審査業務の新設（1）
----	----------	--------------------------	------------------	---------------

- 通関士がその通関士識別符号を使用して輸出入申告等の業務を行う現状の仕組みに加え、利用者の選択により、通関士が輸出入申告等の業務を行う前に当該申告等に係る内容の審査を可能とする業務を新たに設ける。

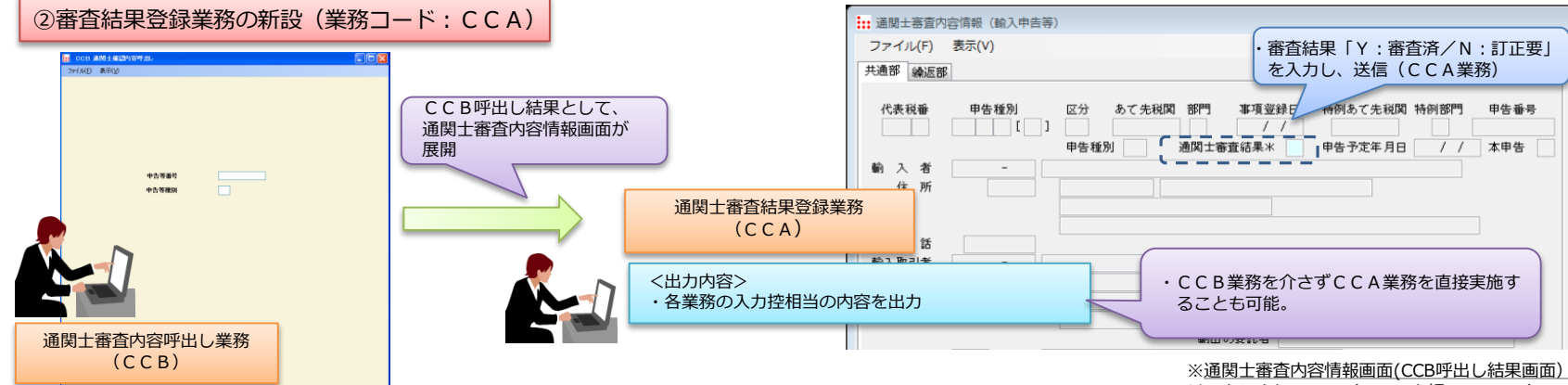
詳細仕様検討結果

- ① 事項登録された申告情報のうち、通関士審査が必要な申告について呼び出しできる業務を新設。
- ② 当該呼出し業務から呼び出された申告について、通関士審査の結果登録業務を新設。

①呼出し業務の新設（業務コード：CCB）



②審査結果登録業務の新設（業務コード：CCA）



※通関士審査業務画面は申請手続き種別に応じた画面を出力する。（対象手続きについては次頁参照）

※通関士審査内容情報画面(CCB呼出し結果画面) から業務リンクによりIDB／EDAを経てIDA／EDAで、通関士が直接、事項登録内容の訂正も可能。

詳細仕様検討結果

1. 通関士審査業務の対象となる申告等手続一覧

対象となる申告・申請手続き（案）		照会 対象
輸 入	輸入申告（ＩＤＣ）	○
	シングルウィンドウ輸入申告（ＳＷＣ）	○
	石油製品等移出（総保出）輸入申告（ＭＷＣ）	○
	輸入申告（沖縄特免制度）（ＯＴＣ）	○
	一括特例申告（ＴＫＣ０１）	○
	輸入申告変更（ＩＤＥ）	○
	石油製品等移出（総保出）輸入申告変更（ＭＷＥ）	○
	輸入申告変更（沖縄特免制度）（ＯＴＥ）	○
輸 出	輸出申告（ＥＤＣ）	○
	輸出許可内容変更申請（ＥＡＣ）	○
	別送品輸出申告（ＵＥＣ）	○
	別送品輸出許可内容変更申請（ＵＡＣ）	○
	輸出申告変更（ＥＤＥ）	○
	別送品輸出申告変更（ＵＥＥ）	○

2. 「通関士審査内容呼出し（CCB）」業務に業務リンクする各種申告一覧
照会業務（IDI、IES等）に、以下の機能を新設する。

- ① 通関士審査の必要な申告番号を抽出する為、照会種別に「K：通関士審査対象一覧」を追加する
- ② 一覧照会の出力画面に、通関士審査結果を表示する項目を追加する。

(一覧照会情報の出力画面イメージ)

輸入申告等一覧画面

ファイル(F) 表示(V)

会社種別 ☐ 届出対象日 / / 通関業者 ☐ あて先官署 ☐ あて先部門 ☐

1 / 10

申告番号 産地 種別 部門 手続状況 通関業者 輸入者 代表税番 社内整理用番号

新規出力項目②
通関士審査結果を出力する項目を追加。
「通関士審査結果」出力表示例

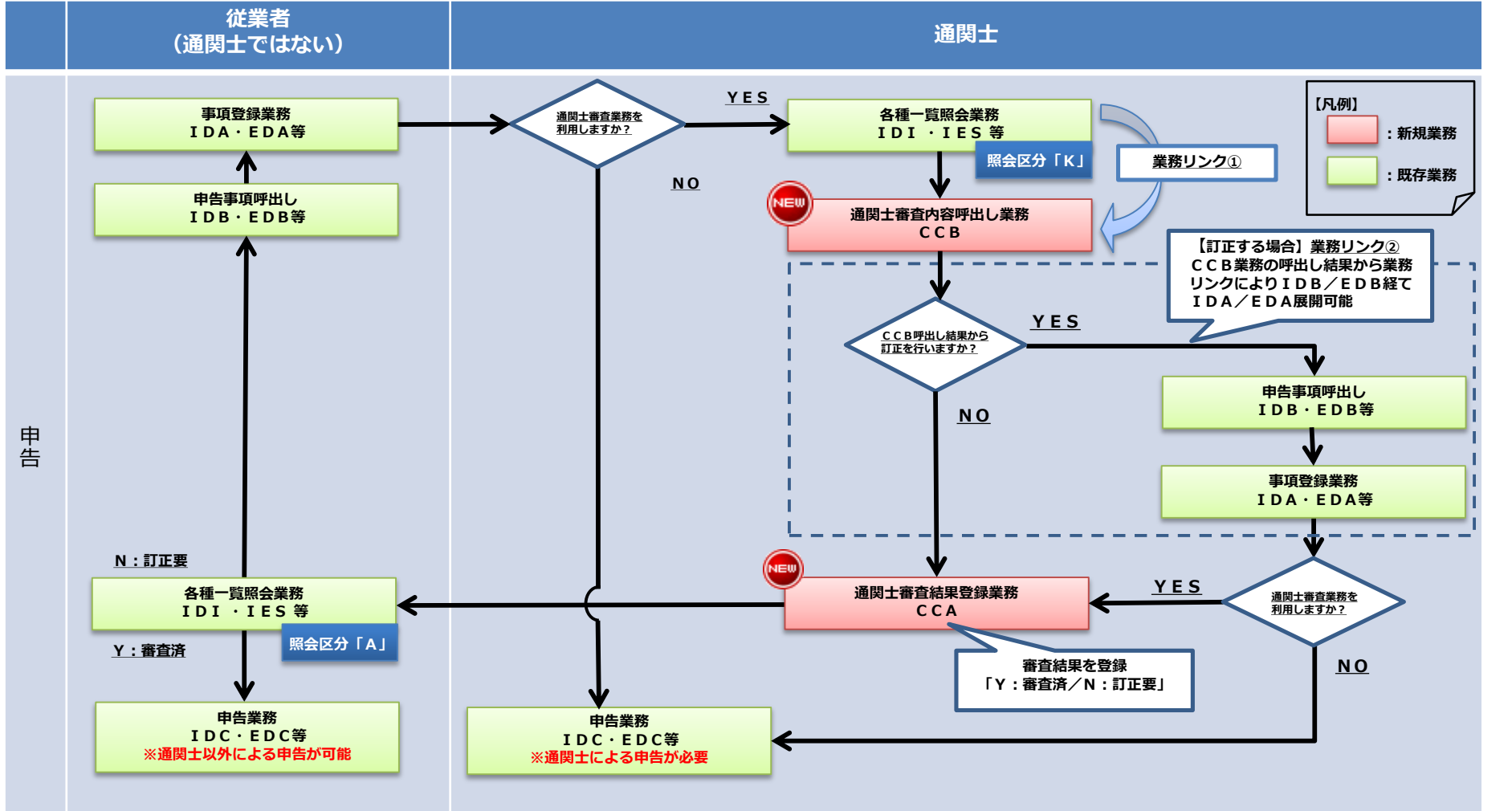
申告の狀態	表示
未審査 (事項登録済み)	スペース
審査済	Y
訂正要	N
申告済	D

IX 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第 9 回 第13回 WG 第16回	基本 IV-5-1-(4)	通関士審査業務の新設（3）
----	----------	--------------------------	------------------	---------------

詳細仕様検討結果

- 申告前に通関士審査業務を行う場合のフロー（案）



通関	航空 海上	第 9 回 第13回 WG 第16回	基本 IV-5-1-(4)	通関士審査業務の新設（4）
----	----------	--------------------------	------------------	---------------

詳細仕様検討結果

業務リンク①：I D I⇒C C B

（I D I 画面）

審査を行う申告番号に
カーソルを置いて右クリック

業務リンク(L) → I D I（輸入申告等照会）
I O T（輸入申告照会（沖縄特免制度））
C C B（通関士審査内容呼出し）

自動で展開
（C C B 呼出し画面）

CCBへの業務
リンクを追加

申告種別は手入力。
入力する種別は以下の通り。申告変更の
場合は、当初申告の申告種別を入力。

手続き	入力申告種別
輸入申告（シングルウィンドウ輸入申告を含む）	I D C
石油製品等移出（送保付）輸入申告	M W C
輸入申告（沖縄特免制度）	O T C
一括特例申告	T K C
輸出申告	E D C
別送品輸出申告	U E C

手動で展開
（C C B 呼出し結果画面）

審査結果を入力する

業務リンク②：C C B⇒I D B・I D D

（C C B 呼出し結果画面）

画面上にカーソルを
置いて右クリック

業務リンク(L) → I D B（輸入申告事項呼出し）

自動で展開
（I D B 画面）

I D B・I D Dへ
業務リンクを追加

I D B 輸入申告事項呼出し

申告等番号 X000000001E
申告等種別
B / L 番号 / A W B 番号
一括申告等識別
電子インボイス受付番号
共通管理番号

自動で展開

（I D A 画面）

訂正箇所を入力する

94

NACCS

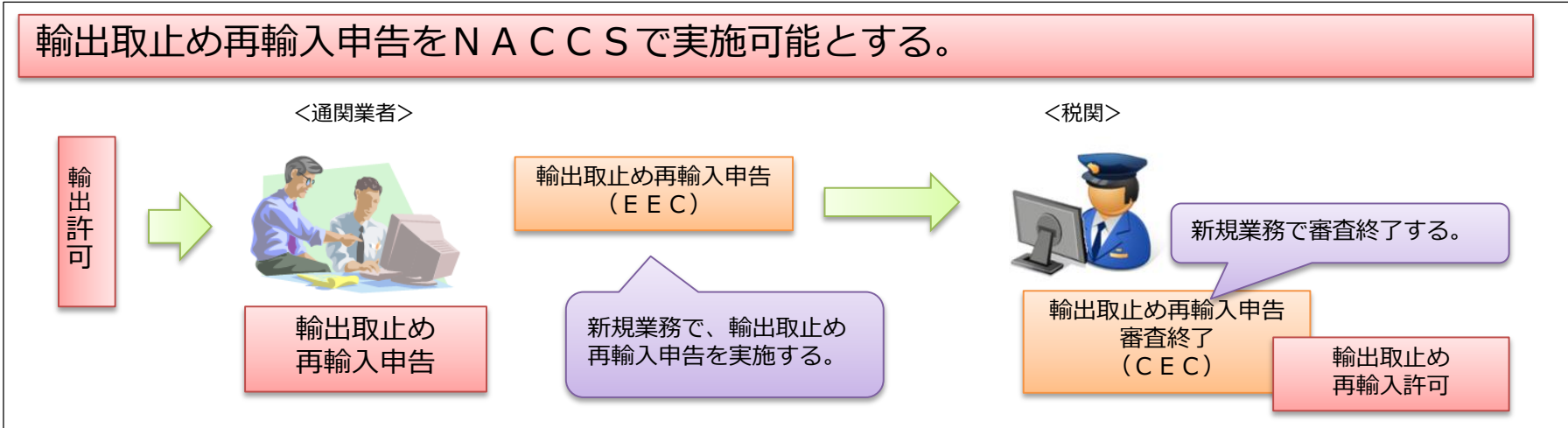
IX 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第11回 WG	基本 IV-5-1-(1)	輸出取止め再輸入手続のシステム化（1）
----	----------	------------	------------------	---------------------

- ・ 輸出取止め再輸入手続について、新たにシステム化の対象とする。

詳細仕様検討結果

輸出取止め再輸入申告をNACCSで実施可能とする。

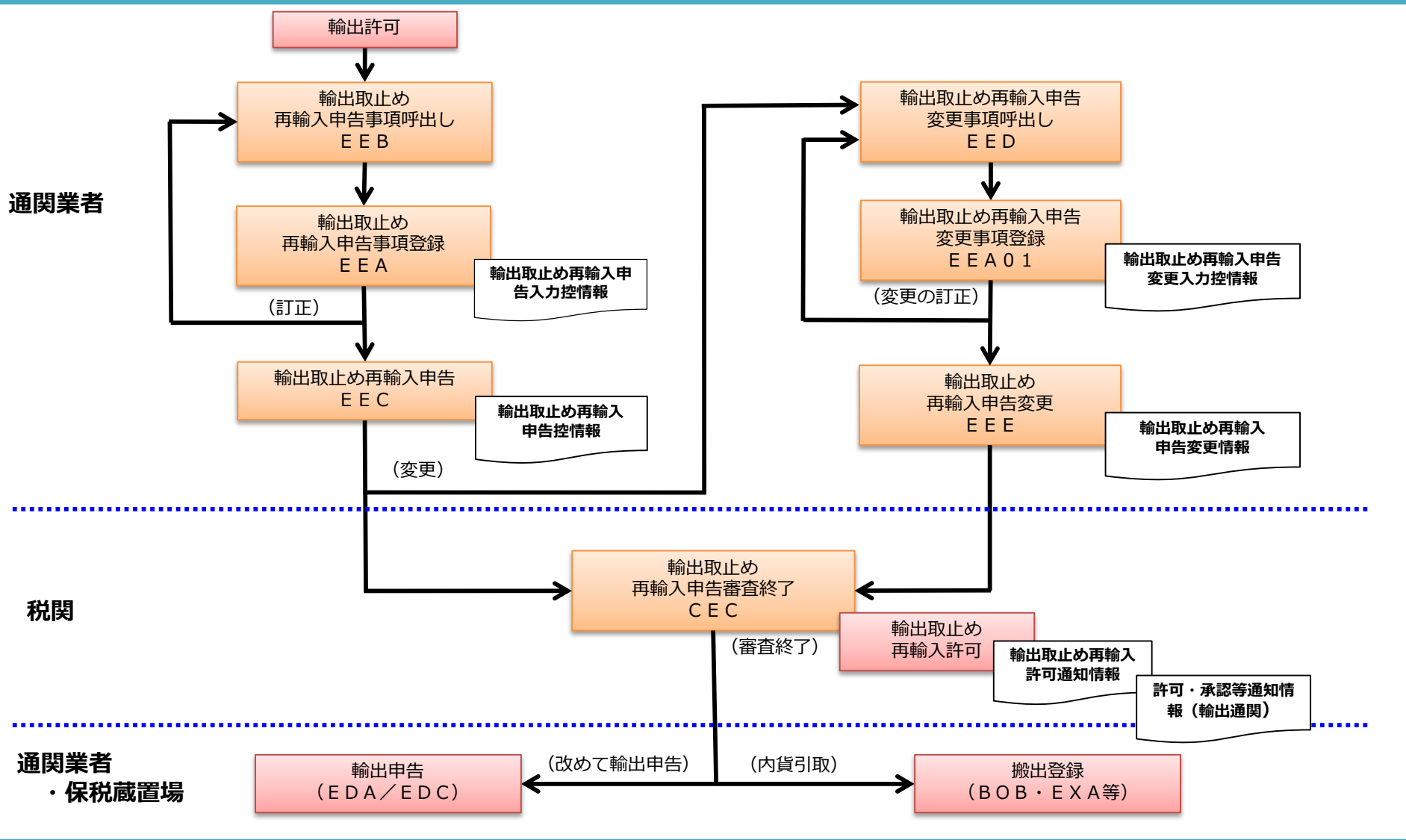


機能の概要	
1	輸出取止め再輸入の事項登録、呼出し、申告、申告変更事項登録、申告変更呼出し、申告変更及び当該申告等に対する税関の審査終了業務を新設する。なお、呼出し業務においては、輸出許可情報から事項登録に必要な情報を呼出し可能とする。
2	「申告添付登録（MSX）」業務の対象とする。
3	チェック及び処理は、現状の「許可・承認等情報登録（輸出）（PAE）」業務の種別「CEP：輸出取止め再輸入」と同様のものとする。 （例）・輸出取止め再輸入許可により、輸出取止め再輸入申告が許可された旨の「許可・承認等通知情報（輸出通関）」を蔵置場に配信する。 ・海上貨物においては、出港予定年月日以降は輸出取止め再輸入申告が実施できない。
4	輸出取止め再輸入申告が実施されることにより、船積み又は搭載がエラーとなるようにする。

IX 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第11回 WG	基本 IV-5-1-(1)	輸出取止め再輸入手続のシステム化（2）
----	----------	------------	------------------	---------------------

詳細仕様検討結果



IX 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第16回 WG	基本 IV-5-5(2)	関税割当制度適用輸出入申告における残数量等管理業務の新設（１）
----	----------	------------	-----------------	---------------------------------

- ・ 関税割当制度適用輸出入申告を行った際に、通関業者等が数量管理対象貨物に係る数量を登録し、税関は、当該申告の数量確認（裏落とし）を数量管理業務で行うこととする

詳細仕様検討結果

関税暫定措置法及びEPAにおける関税割当を対象とする数量管理業務を設け、輸出入申告を行った際に、通関業者等が数量管理対象貨物に係る数量を登録し、税関は、当該申告の数量確認を数量管理業務で行うこととする。

1. システムにおいて残数量等管理を行うため、以下の業務を新設する。

業務	業務名	入力者	概要
TQA	関税割当証明書内容登録	通関業 輸出入者	・ 関税割当証明書に係る情報を登録し、登録が完了すると帳票「関税割当証明書内容登録控情報」を入力者に出力し「NACCS用関税割当証明書番号」を払い出す。また、登録した内容について、税関において「関税割当証明書内容確認（CQA）」業務による確認がされた後、システムでの残数量管理が可能となる。なお、税関において確認が実施されなかった場合は、期間満了日を一定期間経過後削除する。
TQE	関税割当証明書内容訂正	通関業 輸出入者	・ 「関税割当証明書内容登録（TQA）」業務で登録した内容の訂正及び削除を行う。 税関により「関税割当証明書内容確認（CQA）」業務が実施されるまで、入力可能とする。 ・ 入力完了時に、帳票「関税割当証明書内容訂正控情報」を入力者に出力する。
TQC	関税割当裏落数量仮登録	通関業 輸出入者	・ 輸入申告で関税割当を適用する数量等を入力する。「関税割当証明書内容呼出し（TQB）」業務の呼び出し結果からの入力を可能とする。 ・ 入力完了時に、帳票「関税割当裏落内容仮登録控情報」をTQA業務及びTQC業務の入力者に出力し、残数量の仮引き落としを行う。
TQB	関税割当証明書内容呼出し	税関 通関業 輸出入者	・ 「NACCS用関税割当証明書番号」と「呼出し識別」入力し、NACCSに登録された証明書内容の呼び出しを行う。 ・ 呼出し結果の画面からTQE、TQCの業務を可能とする。
ITQ	関税割当証明書内容照会	税関 通関業 輸出入者	・ 「NACCS用関税割当証明書番号」を入力し、登録した関税割当証明書内容を照会する。 照会結果の出力項目は、証明書の共通部及び、裏落とし履歴とする
CQA	※参考 関税割当証明書内容確認	税関	・ TQA業務及びTQE業務で入力された内容について、税関にて確認を行う。 ・ 関税割当証明書のシステム管理終了についても本業務にて登録する。
CQC	※参考 関税割当裏落内容税関確認後訂正確認	税関	・ 当初TQC業務により登録された内容を輸入者又は通関業者が訂正した場合、訂正内容について税関による確認を行う。

通関	航空 海上	第16回 WG	基本 IV-5-5(2)	関税割当制度適用輸出入申告における残数量等管理業務の新設（2）
----	----------	------------	-----------------	---------------------------------

詳細仕様検討結果

2. システムにおける残数量等管理業務の流れ

（1）関税割当証明書のNACCSへの登録

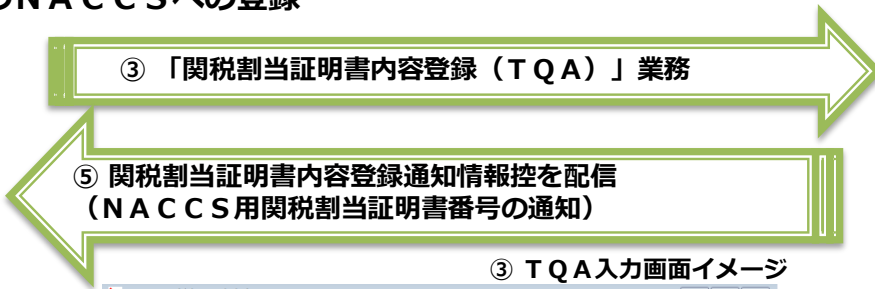
通関業者・輸入者



① 関税割当申請

② 関税割当証明書交付

関税割当証明書
発給主務官庁



③ TQA入力画面イメージ

TQA 関税割当証明書内容登録

ファイル(F) 表示(V)

証明書番号* 証明書種別* ☐ 原産地 ☐

割当年月日* 期間満了日*

割当を受けた者の氏名*

割当を受けた者の住所

電話番号 代表者

関税率表番号*

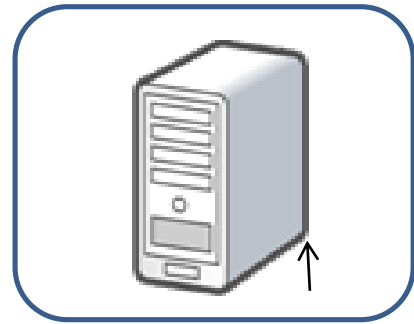
品名*

割当数量（数量及び単位）* 残存数量

その他の事項①

その他の事項②

記事



NACCS

④ 関税割当証明書に係る情報が
NACCSに登録される

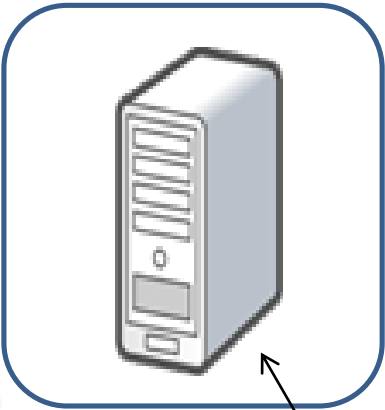
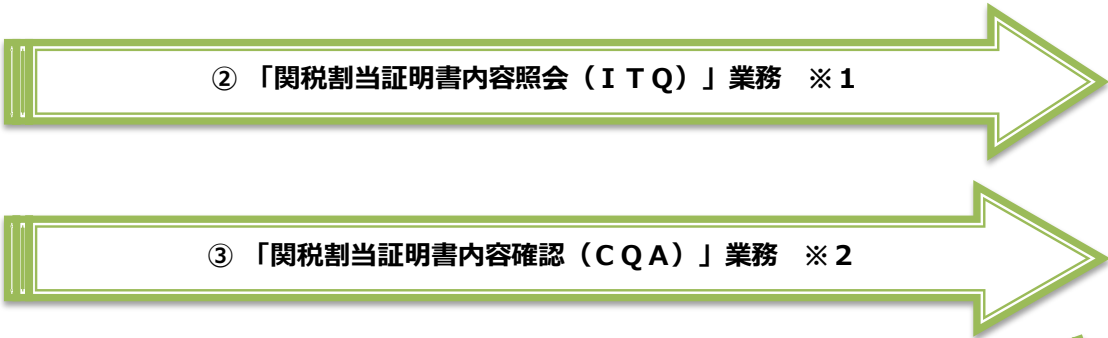
- 関税割当証明書内容登録業務で入力する項目
- ・ 関税割当証明書番号
 - ・ 証明書種別（関税割当/ E P A関税割当）
 - ・ 輸入者情報
 - ・ 割当期間
 - ・ 割当対象品目
 - ・ 割当数量
 - ・ その他事項
etc

通関	航空 海上	第16回 WG	基本 IV-5-5(2)	関税割当制度適用輸出入申告における残数量等管理業務の新設（3）
----	----------	------------	-----------------	---------------------------------

詳細仕様検討結果

（2）関税割当証明書の内容確認

税関職員



NACCS

④ 関税割当証明書情報が本登録され、以後数量管理が可能となる。



① 関税割当証明書内容を登録情報を提示

⑥ 関税割当証明書原本を返却 ※3

通関業者
（輸入者）

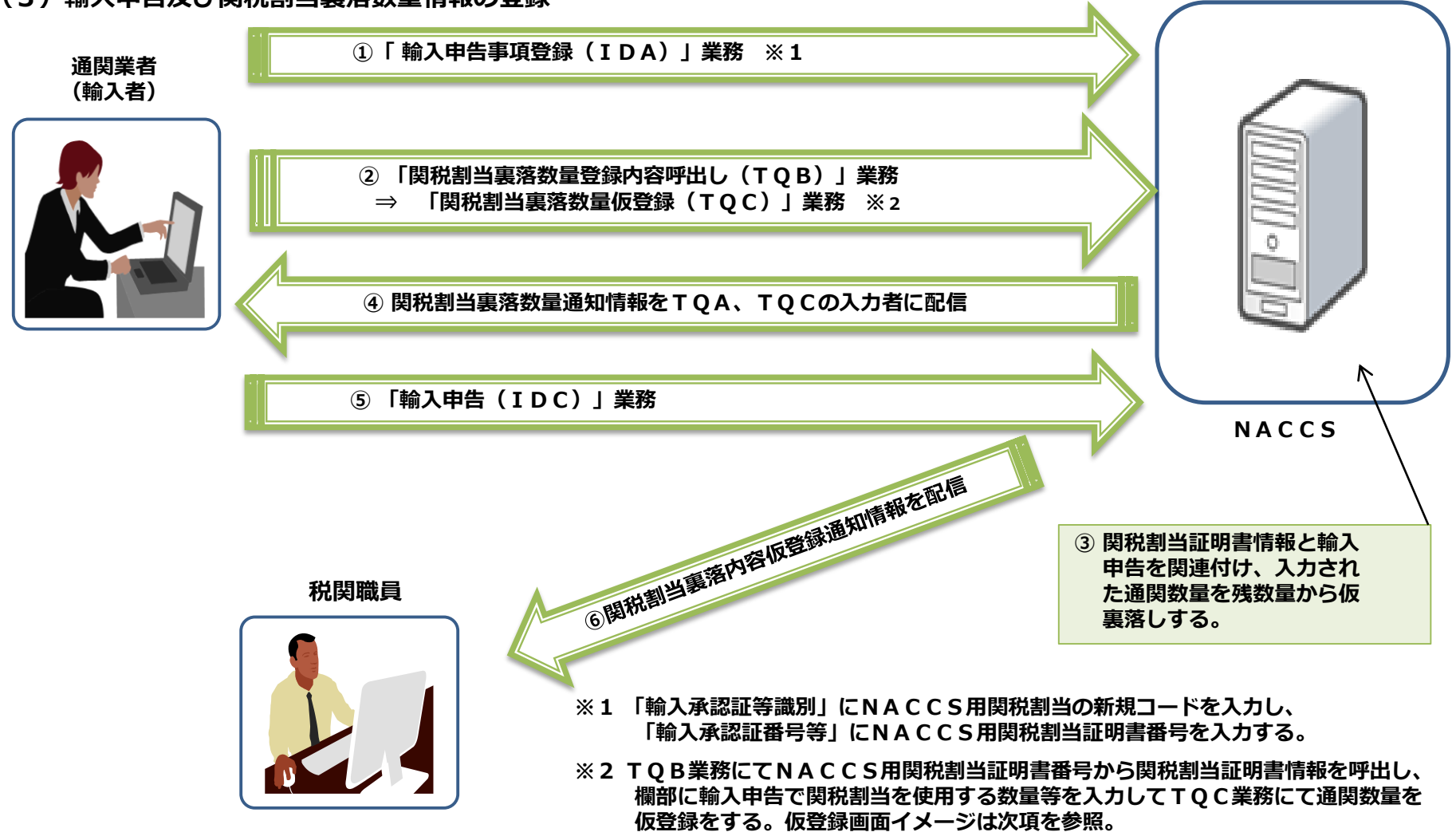


- ※1 関税割当証明書情報を照会し、提示された関税割当証明書原本と対査確認を実施する（なお、照会業務は輸入者、通関業者も実施可能とする。）。
- ※2 関税割当証明書情報を確認した旨を登録する。
- ※3 関税割当証明書原本に「NACCS登録済み」等と朱書きし押印の上、返却する。

通関	航空 海上	第16回 WG	基本 IV-5-5(2)	関税割当制度適用輸出入申告における残数量等管理業務の新設（４）
----	----------	------------	-----------------	---------------------------------

詳細仕様検討結果

（３）輸入申告及び関税割当裏落数量情報の登録



詳細仕様検討結果

関税割当裏落数量仮登録
（TQC）画面（イメージ）

TQC 関税割当裏落数量仮登録

ファイル(E) 表示(V)

証明書内容 裏落内容

NACCS用 26A1000

証明書番号 9876543210 証明書種別 P 原産地 MX

割当年月日 2014/04/11 期間満了日 2015/03/31

登録依頼者 1ANAC 登録官署 1A

割当を受けた者の氏名 P1234567-0000 SHINAGAWA CO.,LTD

割当を受けた者の住所 1112222 TOKYO TO MINATO KU
KOUNAN
1-2-3

電話番号 0120444444 代表者 SHINAGAWA TARO

関税率表番号 6403EX

品名 革靴

割当数量（数量及び単位） 1,000 PR 残存数量 650 PR

■使用可能な残数量が表示される。

■輸入申告で使用する通関数量等を入力する。※税関が確認するまでは訂正可能とする。

■裏落数量仮登録を取消す場合は、取消しのコードを入力する。

■税関の了承を得た上で、裏落数量税関確認後の訂正も可能とする。

その他の事項①

TQC 関税割当裏落数量仮登録

ファイル(E)表示(V)

証明書内容裏落内容

申告等番号 (仮登録)

通関数量 (仮登録)

その他の事項②

処理区分	申告等番号	通関数量	状態	官署	輸入許可年月日
004	400000000002014/04/21	100PR	Y	1A	2014/04/21
003	C300000000002014/04/21	60PR	R	/ /	
002	200000000002014/04/21	50PR	R	/ /	
001	T100000000002014/04/21	250PR	Y	1A	2014/04/21

訂正前数量140

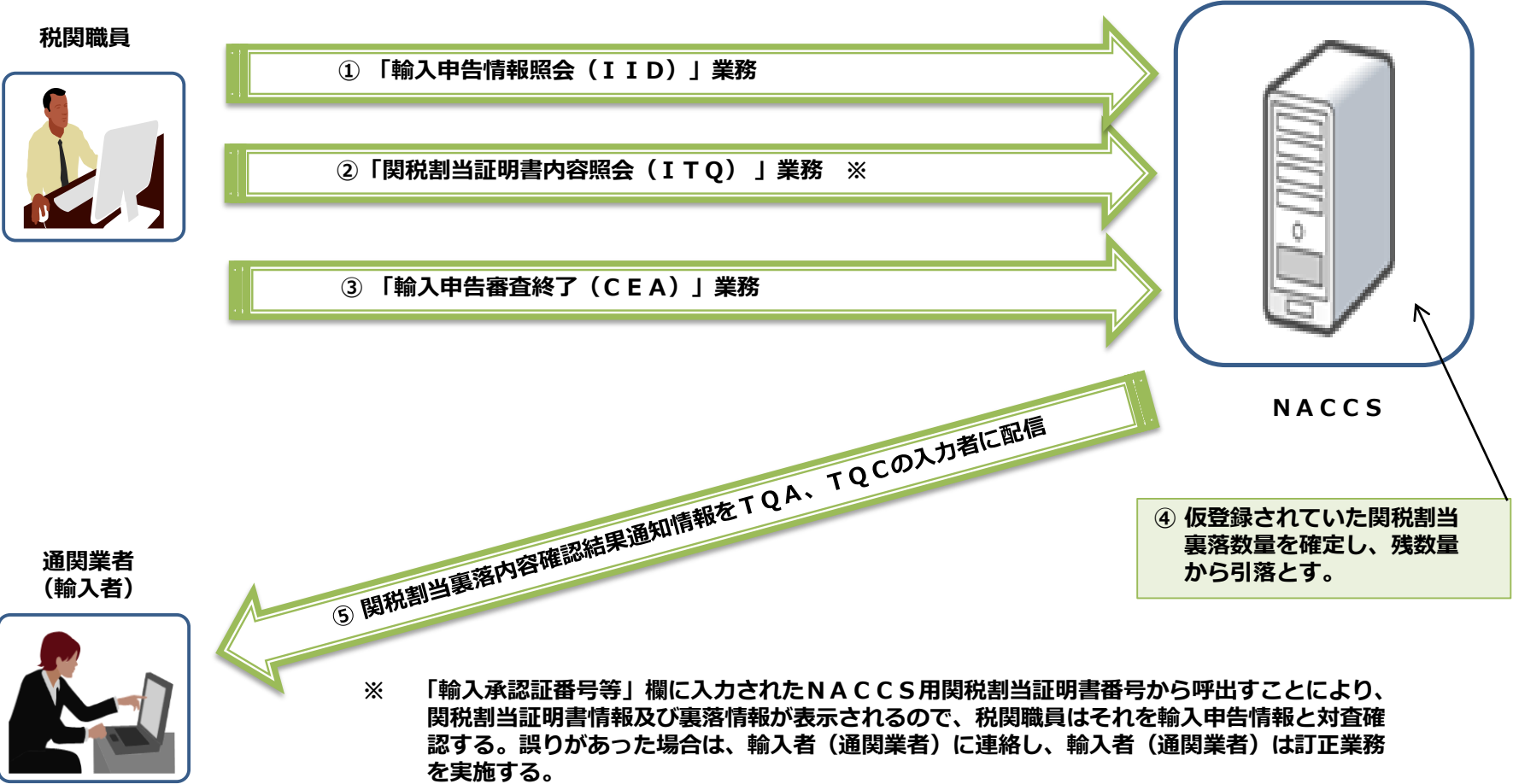
記事

■裏落数量の登録に係る状況が表示される。
（※状況コード及び名称は仮のもの）
R：仮登録済み
C：仮登録取消し済み
Y：税関確認済み
T：税関確認後訂正の税関確認済み

通関	航空 海上	第16回 WG	基本 IV-5-5(2)	関税割当制度適用輸出入申告における残数量等管理業務の新設（6）
----	----------	------------	-----------------	---------------------------------

詳細仕様検討結果

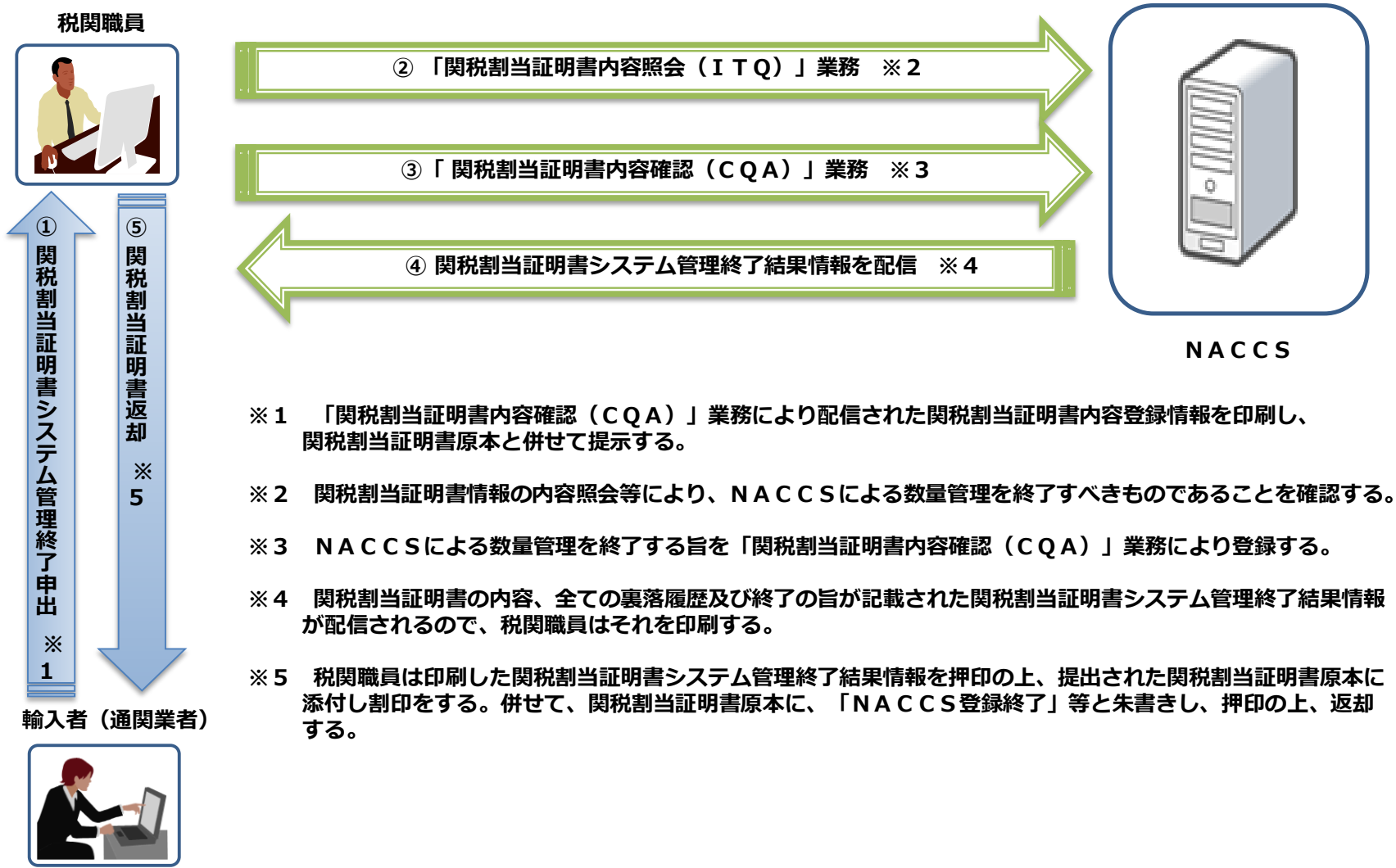
（4）関税割当裏落数量確認情報の登録（税関業務）



通関	航空 海上	第16回 WG	基本 IV-5-5(2)	関税割当制度適用輸出入申告における残数量等管理業務の新設（7）
----	----------	------------	-----------------	---------------------------------

詳細仕様検討結果

（5）関税割当証明書情報のNACCS管理終了の手續



通関	航空 海上	第11回 第16回 WG 第21回	基本 Ⅳ-5-3	損害保険業務とNACCSの連携（1）
----	----------	-------------------------	-------------	--------------------

- ・ 現在、紙ベースで行われている損害保険業務について、NACCSとのデータ連携による利便性向上について検討し、
① 包括保険申請手続のオンライン業務化、② 当該包括保険による輸入実績のデータ集計・提供 の実現を目指す。

詳細仕様検討結果

- 1. 包括保険に係る情報を損害保険会社が仮登録、輸入者（海貨業者・通関業者）が本登録する仕組みを構築する。概要は以下のとおり。
※ 現行の書面による包括保険申請については、電子化推進の観点から、第6次NACCS更改後、そのあり方について検討する。

1. 第6次NACCS更改を機に、現行の「包括保険申請」業務手続のほかに、新たに「包括保険確認登録（HKA）」業務を新設し、包括保険指数を税関を通さずNACCSに直接登録して包括保険扱いを受けることを可能とする。当該登録手順は以下のとおり。

- ① 輸入者より包括保険扱いの依頼を受けた損害保険会社は、包括保険に係る情報を「包括保険仮事項登録（HHA）」業務によりNACCSに仮事項登録（送信）する。
- ② ①の仮事項登録に基づき、包括保険指数を自動計算のうえ、包括保険番号を払い出す。
- ③ 損害保険会社は、返信の内容を確認し問題が無ければ、「包括保険仮登録（HHC）」業務を実施する。
（損害保険会社は、HHC業務を実施した後、輸入者に対して仮登録した保険情報を損害保険会社の管理において通知する。）
- ④ 保険情報の通知を受けた輸入者は、保険情報の内容を確認する。その上で保険情報に問題が無ければ、輸入者並びにその委託を受けた海貨業者又は通関業者は、包括保険番号で「包括保険確認登録呼出し（HKB）」業務により損害保険会社が仮登録した情報を呼出す。
- ⑤ 輸入者、海貨業者又は通関業者は、呼び出した仮登録情報に対して「包括保険確認登録（HKA）」業務を実施する。

2. 上記手順により登録が行われる場合、包括保険証明書等の税関への提出等は不要となる。

3. システム登録を利用した場合、原則有効期限管理は不要とするが、運用上期限管理が必要なときは有効期限を設定可能とし、設定時には「輸入申告事項登録（IDA）」業務等の実施時点で有効期限の2週間前を過ぎていれば、注意喚起メッセージを出力する。

4. 「包括保険仮事項登録（HHA）」業務について、新規、料率変更、訂正の区分を設ける。

5. 「包括保険照会（IIN）」業務（個別照会、一覧照会）を新設する。

- 2. 包括保険に係る輸入実績報告において、輸入者に対し輸入実績データを集約して電子情報で提供する仕組みを構築する。
＜NACCSから輸入実績データを提供する者＞
→ データの提供は、NACCS→ 輸入者とし、通関業者、海貨業者、損害保険会社には直接提供しない。
＜提供するデータの項目・提供方法等について＞
→ データの提供は、毎月1日、11日、21日にNACCSシステムへ登録のある輸入者へ提供（配信）する。

通関	航空 海上	第11回 第16回 WG 第21回	基本 IV-5-3	損害保険業務とNACCSの連携（2）
----	----------	-------------------------	--------------	--------------------

詳細仕様検討結果

3. 新規業務一覧

Web メニュー画面	業務コード (Web業務コード)	業務名	業務概要	入力者	入力者チェック	Web	パッケージ ソフト
【仮登録】 入力画面	HHA (HHAOW)	包括保険仮事項登録	HHC業務に先立ち、包括保険（仮事項登録）情報を新規登録、料率変更、訂正する。	損害保険会社	新規登録：なし 料率変更：包括保険番号 パスワード 入力者コード 訂 正：包括保険番号 パスワード 入力者コード	○	○
【仮登録】 呼出画面	HHB (HHBOW)	包括保険仮事項登録 呼出し	仮事項登録されている包括保険情報を呼び出す。呼び出された情報は、引き続いて遷移するHHA業務にて、料率変更、訂正を行うことができる。	損害保険会社	包括保険番号 パスワード 入力者コード	○	○
【仮登録】 確定画面	HHC (HHCOW)	包括保険仮登録	HHA業務により仮事項登録された包括保険情報について、内容に問題が無ければ、損害保険会社の確認が行われた旨の仮登録を行う。	損害保険会社	包括保険番号 パスワード 入力者コード	○	○
-	HKA	包括保険確認登録	HKB業務により呼び出した包括保険情報について、内容に問題が無ければ、輸入者の確認が行われた旨の登録を行う。	輸入者 海貨業 通関業	包括保険番号 パスワード 入力者コード	×	○
-	HKB	包括保険確認登録 呼出し	損害保険会社により仮登録された包括保険情報を呼び出す。呼び出された情報は引き続いて遷移するHKA業務により、本登録を行うことができる。	輸入者 海貨業 通関業	包括保険番号 パスワード 入力者コード	×	○
【仮登録】 照会画面	IIN (IINOW)	包括保険照会	一覧 照会	損害保険会社	なし	○	○
			個別 照会	損害保険会社 輸入者 通関業 海貨業	包括保険番号 パスワード 入力者コード		
輸出入者 情報照会	IIE (IIEOW)	輸出入者情報照会	入力された輸出入者コードに基づき、輸出入者名及び住所を照会する。また、入力された輸出入者名に基づき、輸出入者コード、輸出入者名及び住所を照会する。	全利用者	なし	○	○

通関	航空 海上	第11回 第16回 WG 第21回	基本 IV-5-3	損害保険業務とNACCSの連携（3）
----	----------	-------------------------	--------------	--------------------

詳細仕様検討結果

4. 主要業務概要

(1) 「包括保険仮事項登録（HHA）」業務

- ① 「包括保険仮登録（HHC）」業務に先立ち、包括保険（仮事項登録）情報を新規登録、料率変更、訂正する。
- ② 処理区分は、「1：新規登録」「2：料率変更」「3：訂正」とする。
- ③ 料率変更及び訂正の場合は、「包括保険仮事項登録呼出し（HHB）」業務で情報を呼出して行う。
- ④ 処理区分「2：料率変更」の場合は、新たに包括保険番号を払い出す。
処理区分「3：訂正」の場合は、新たに包括保険番号は払い出さない。
- ⑤ 料率変更は、「包括保険確認登録（HKA）」業務実施前は処理区分「3：訂正」で行い、HKA業務実施後は処理区分「2：料率変更」で行う。
- ⑥ 処理区分「3：訂正」の場合は、既存の包括保険番号の情報を入力内容で上書きする。
- ⑦ 登録した包括保険情報は、HHC業務が行われない場合には一定期間経過後システムから削除される。
- ⑧ 登録した包括保険情報は、輸入者、海貨業者又は通関業者によるHKA業務実施までは、輸入申告系業務で使用できない。
- ⑨ HHC業務実施時に出力する「包括保険仮登録情報控」（PDF帳票）、HKA業務実施時に出力する「包括保険本登録情報控」（PDF帳票）を損害保険会社に通知するための宛先として「仮登録完了・登録完了メール送信先アドレス」を登録可能とする。
- ⑩ 包括保険指数を登録する各業務及び「包括保険照会（IIN）」業務の入力項目の1つである「パスワード」を英数字（大文字のみ）4桁で登録する（パスワードは「包括保険仮登録情報控」に記載）。パスワードの訂正は、当業務の処理区分「3：訂正」で実施する。
- ⑪ net 保険料指数を算出する。
- ⑫ WebNACCSにおいても次の機能を実装する。
 - ・Web画面上に入力したデータを外部ファイルとして保存する機能。
 - ・外部ファイルを入力画面に展開する機能。

(2) 「包括保険仮事項登録呼出し（HHB）」業務

- ① 「包括保険仮事項登録（HHA）」業務でシステムに登録した包括保険情報を呼び出す。
- ② 呼び出された情報は引き続いて遷移するHHA業務にて料率変更、訂正が可能である。
- ③ 入力項目は「処理区分」「包括保険番号」「パスワード」「輸入者コード」とする。

通関	航空 海上	第11回 第16回 WG 第21回	基本 IV-5-3	損害保険業務とNACCSの連携（4）
----	----------	-------------------------	--------------	--------------------

詳細仕様検討結果

(3) 「包括保険仮登録（HHC）」業務

- ① H H A 業務で登録された包括保険情報について内容に問題が無ければ、損害保険会社の確認が行われた旨の登録を行う。
- ② 「包括保険仮登録情報控」を P D F 化して出力し、H H A 業務で登録した損害保険会社のメールアドレス宛にe-mailで送信する。
e-mail出力内容については下のとおり。

情報名	仕様	設定内容
宛先		「仮登録完了・登録完了メール送信先アドレス（保険会社用）」へ入力したアドレス宛
メール 件名	日本語 3 0 桁	① 新規登録の場合 “【包括保険仮登録通知（新規）】”+“包括保険番号（7 桁）”+“_”+“業務実施者（5 桁）” 例）【包括保険仮登録通知（新規）】H000001_1ANAC ② 料率変更の場合 “【包括保険仮登録通知（料率変更）】”+“包括保険番号（7 桁）”+“_”+“業務実施者（5 桁）” 例）【包括保険仮登録通知（料率変更）】H000001_1ANAC ③ 訂正の場合 “【包括保険仮登録通知（訂正）】”+“包括保険番号（7 桁）”+“_”+“業務実施者（5 桁）” 例）【包括保険仮登録通知（訂正）】H000001_1ANAC ※ H K A 業務実施時は【包括保険確認登録通知】
メール 本文	日本語 1 5 0 桁	本文は現在検討中であるが、以下の内容を本文に記載する。 ・ Z I P 形式のファイルを添付ファイルとする。 ・ Z I P 形式のファイルのパスワードは「輸入者コード（下 8 桁）+処理月日（MMDD）」とする。
圧縮 ファイル名	英数字 6 0 桁	“包括保険番号（7 桁）”+“_”+“処理月日時分（MMDDhhmm）”.zip 例）H000001_12031000.zip
P D F ファイル名	日本語 2 5 桁	“包括保険仮登録情報控”+“_”+“包括保険番号（7 桁）”+“_”+“処理月日時分（MMDDhhmm）”.pdf 例）包括保険仮登録情報控_H000001_12031000.pdf ※ H K A 業務実施時は “包括保険本登録情報控”
圧縮 パスワード	英数字 1 2 桁	“輸入者コード（下 8 桁）”+“処理月日（MMDD）” 例）P01234561203

通関	航空 海上	第11回 第16回 WG 第21回	基本 IV-5-3	損害保険業務とNACCSの連携（5）
----	----------	-------------------------	--------------	--------------------

詳細仕様検討結果

（4）「包括保険確認登録（HKA）」業務

- ① HKB業務により呼び出した包括保険情報について内容に問題が無ければ、輸入者の確認が行われた旨の登録を輸入者、海貨業者又は通関業者が行う。
- ② 本業務実施後、登録した包括保険情報を輸入申告系業務で使用可能とする。
- ③ 入力項目は、「包括保険番号」「パスワード」「輸入者コード」「適用開始年月日」「適用終了年月日」とする。
- ④ HHA業務で料率変更した際は、「料率変更前包括保険番号適用終了年月日」を本業務で入力する。
- ⑤ 「包括保険本登録情報控」をPDF化して出力し、HHA業務で登録した損害保険会社のメールアドレス宛にe-mailで送信する。

（5）「包括保険確認登録呼出し（HKB）」業務

- ① 輸入者による確認が必要な包括保険情報を呼び出す。呼び出された情報は、引き続いて遷移するHKA業務にて輸入者、海貨業者又は通関業者が確認登録を行う。
- ② 入力項目は「包括保険番号」「パスワード」「輸入者コード」とする。

（6）「包括保険照会（IIN）」業務

- ① 入力者は、(a)個別照会については輸入者、海貨業者、通関業者、損害保険会社とし、(b)一覧照会については損害保険会社のみとする。
- ② 個別照会機能と一覧照会機能を設ける。照会できるのは新規業務で包括保険情報を登録した分のみとする。
 - (a) 個別照会について
 - ・入力項目は、「包括保険番号」「照会区分」「パスワード」「輸入者コード」とする。
 - (b) 一覧照会について
 - ・1回での照会件数は最大200件とし、200件を超える場合は照会情報を再度送信することにより次の200件を照会する。
 - ・入力者の利用者コード単位にHHC業務実施日が新しい順に出力し、一覧照会情報のCSVダウンロード機能を実装する。

5. 期限管理

- （1）システム登録を利用した場合、有効期限管理は不要とするが利用者が運用上期限管理を必要とする際は有効期限設定を可能とする。
- （2）期限管理の設定方法は以下のとおり。
 - ① 有効期限を設定する場合
 - ・HHA業務の処理区分「1：新規登録」で「適用終了年月日」を入力する。
 - ・HKA業務で「適用終了年月日」を入力する。
 - ② 後から有効期限を設定する場合、または有効期限を変更する場合
 - ・HKA業務で「適用終了年月日」を入力する。「適用終了年月日」を上書きすることで変更も可能。
 - ③ 無期限の場合は「適用終了年月日」は入力不要とする。

IX 詳細仕様検討結果

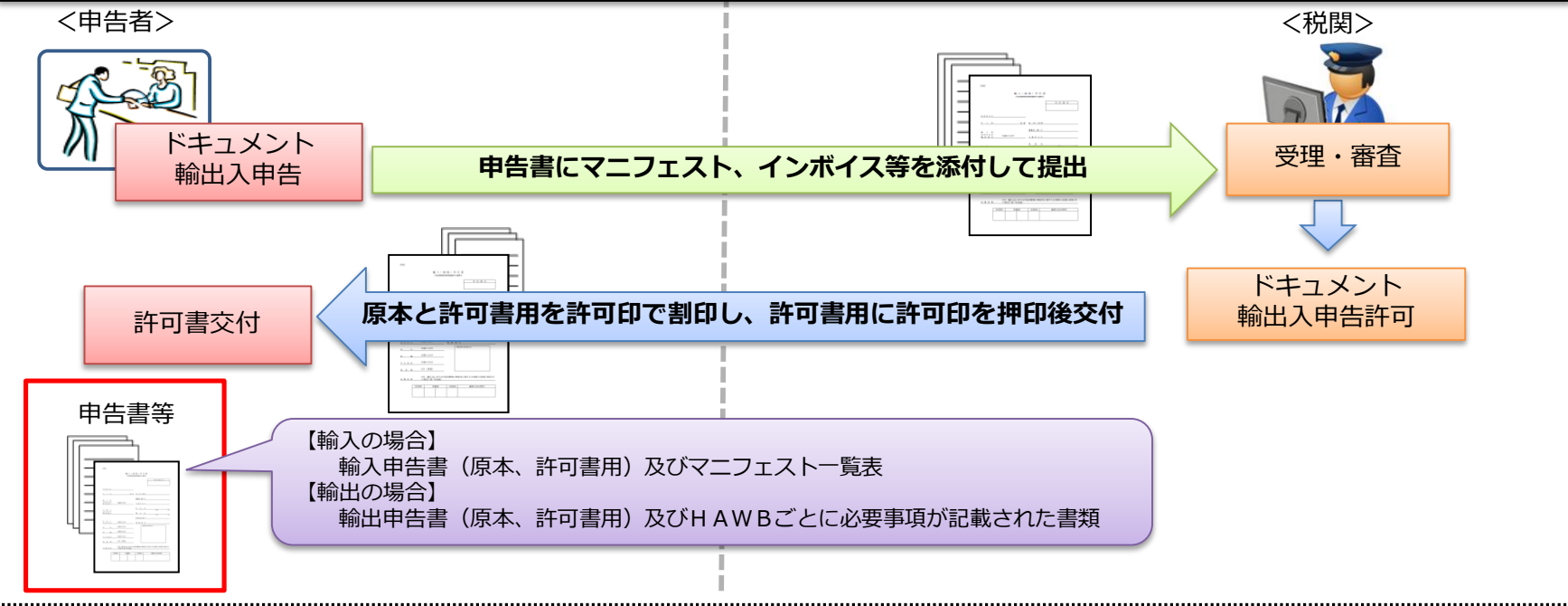
通関	航空	第12回WG	基本 IV-5-5-(2)	ドキュメント通関（輸出入）のシステム化
----	----	--------	------------------	---------------------

- ・ N A C C Sにおいて利用可能な輸出入通関申告について、以下の対象貨物を新たに追加することを検討する。
 - ① 航空貨物として輸入される、課税価格の合計が1万円以下の書類（ドキュメント）
 - ② 航空貨物として輸出される、申告価格が20万円以下の書類（ドキュメント）

詳細仕様検討結果

第6次NACCSでは、ドキュメント通関を汎用申請業務の対象として追加する。

<参考> 現状、1万円以下の書類（ドキュメント）の輸入通関については、任意の輸入申告書にマニフェストを添付し、複数HAWBの貨物について一括で輸入申告を行うことを認めており、複数HAWBをまとめたMAWB単位毎にマニュアルによる輸入申告を行っている。また、輸出通関においても、簡易輸出申告として、20万円以下の書類（ドキュメント）については、マニュアルによる複数HAWBの一括申告を認めている。



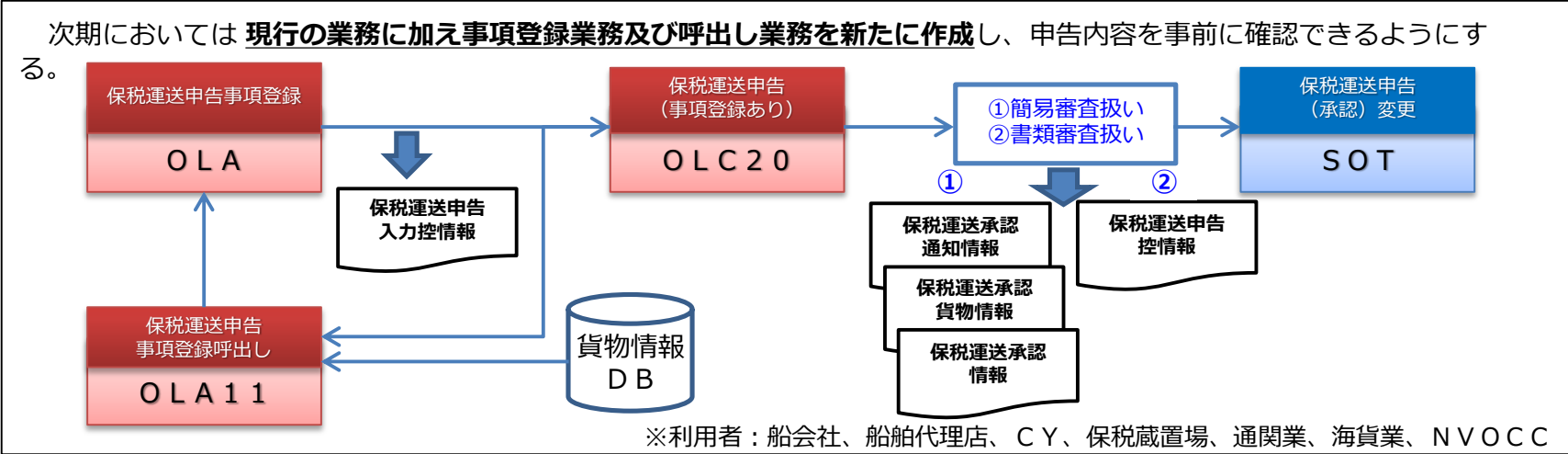
IX 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第8回WG	基本 IV-5-1-(2)	事項登録業務・確認業務の追加（1）
----	----	-------	------------------	-------------------

- ・ 現行において事項登録業務等がない業務について、利用者からの要望に基づき新たに事項登録業務を提供する。

詳細仕様検討結果

1. 「保税運送申告（OLC）」業務

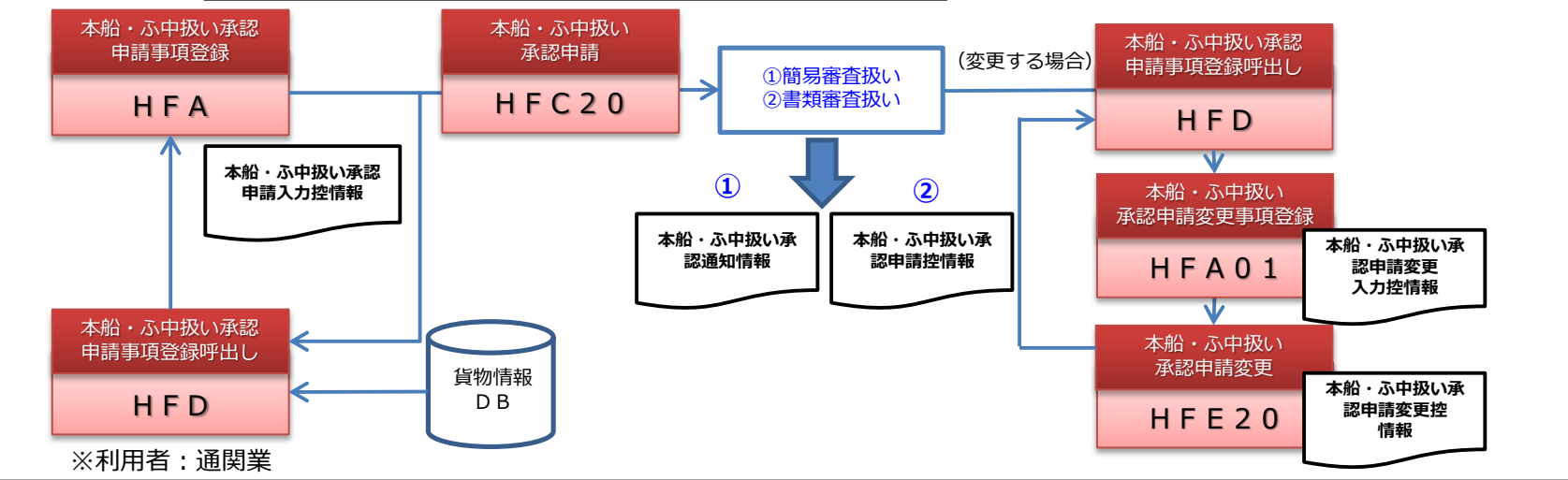


	業務仕様の概要
1	事項登録業務である「保税運送申告事項登録（OLA）」業務を新設し、保税運送申告情報の事前登録・保存を可能とする。
2	OLA業務の利用は選択可能とし、従来通りの「保税運送申告業務（OLC）」業務での保税運送申告も可能とする。
3	呼出し業務である「保税運送申告事項登録呼出し（OLA11）」業務を新設し、OLC20業務（次項参照）実施前に、OLA業務でシステムに登録済の保税運送申告情報、又はシステムに登録されている貨物情報の呼出しを可能とする。
4	OLA業務による事項登録後、事項登録時専用の申告業務である「保税運送申告（事項登録あり）(OLC20)」業務を新設し、事項登録内容を利用した保税運送申告を可能とする。
5	OLA業務にて登録した保税運送申告情報は、OLC20業務実施までの間に訂正できる。
6	OLC20業務において搬入時申告、搬入時個別運送、搬入時特定保税運送または開庁時申告を選択した場合、当該申告の自動起動前であれば、OLA11業務による保税運送申告情報の呼出しと、OLA業務による訂正を可能とする。
7	OLA業務、OLC20業務で登録した内容は、「保税運送申告照会（IOL）」業務において照会可能とする。

詳細仕様検討結果

2. 「本船・ふ中扱い承認申請（HFC）」業務

次期においては 現行の業務に加え事項登録業務及び呼出し業務を新たに作成し、申請内容を事前に確認できるようにする。



業務仕様の概要	
1	事項登録業務である「本船・ふ中扱い承認申請事項登録（HFA）」業務を新設し、本船・ふ中扱い承認申請情報の事前登録・保存を可能とする。
2	HFA業務の利用は選択可能とし、従来通りの「本船・ふ中扱い承認申請（HFC）」業務での本船・ふ中扱い承認申請も可能とする。
3	呼出し業務である「本船・ふ中扱い承認申請事項登録呼出し（HFD）」業務を新設し、HFD業務実施前に、HFA業務でシステムに登録済の本船・ふ中扱い承認申請情報、またはシステムに登録されている貨物情報の呼出しを可能とする。
4	事項登録時専用の申請業務である「本船・ふ中扱い承認申請（HFC20）」業務を新設し、HFA業務による事項登録後、登録内容を利用した本船・ふ中扱い承認申請を可能とする。
5	HFA業務にて登録した本船・ふ中扱い承認申請情報は、HFC20業務実施までの間に訂正できる。なお、訂正においては、従来通りの呼出し業務及び申請業務も実施可能とする。
6	HFA業務、HFC20業務で登録した内容は、「本船・ふ中扱い承認申請照会（IHF）」業務において照会可能とする。

（参考）事項登録業務・確認業務の追加（その他）

以下の業務についても、追加を検討したが、結果として特段の対応は実施しないこととした。

- ・「とん税納付申告（TPC）」業務
- ・「輸出自動車情報登録（MOA）」業務
- ・「輸入マニフェスト通関申告（MIC）」業務
- ・「輸出マニフェスト通関申告（MEC）」業務
- ・ 上記のほかにマニフェスト通関に関連する業務（MIE、MEE、MAF）

IX 詳細仕様検討結果

貨物	航空 海上	第16回 WG	基本 IV-6-13	「機用品蔵入承認申請（CTA／CTC）」業務の海上貨物への対応（1）
----	----------	------------	---------------	------------------------------------

- 海上で登録されている機用品について、「機用品蔵入承認申請（CTA／CTC）」業務を行えるようにする。また、機用品について、総保入承認申請業務を行えるようにする。

詳細仕様検討結果

【現 行】

- 海上で登録されている機用品について、「機用品蔵入承認申請（CTA／CTC）」業務を行うことができないため、「蔵入承認申請（IDA／IDC）」業務を行った後、「機用品在庫管理情報登録（品名単位）（CIB）」業務にて在庫登録を行っている。登録する際にはCIF価格等を手計算している。
- 機用品の総保入承認申請業務が機用品関連業務と連携できないため、「機用品在庫管理情報登録（品名単位）（CIB）」業務にて在庫登録を行っている。



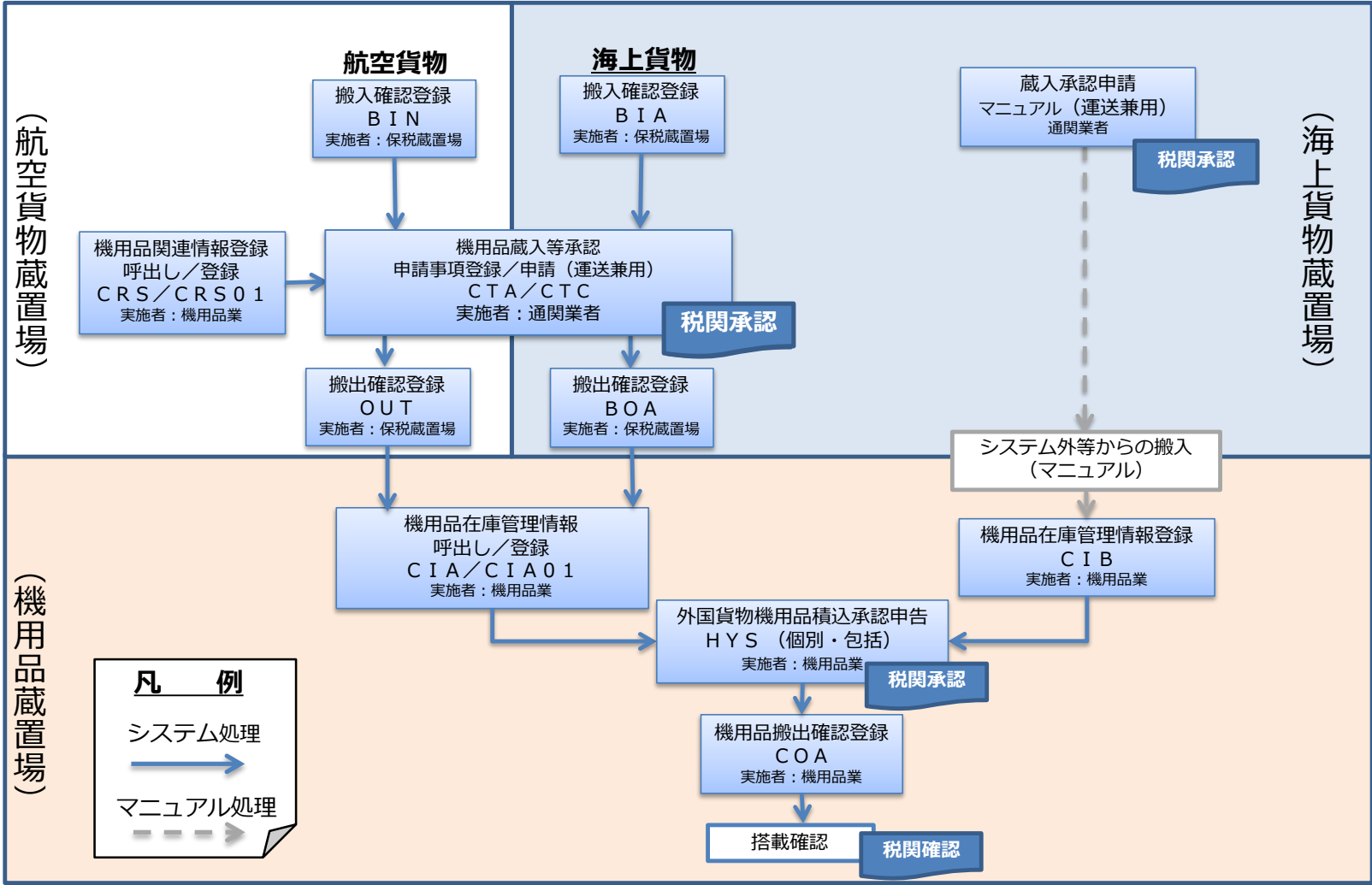
【次 期】

- 海上貨物で登録されている貨物について、「機用品蔵入承認申請（CTA／CTC）」業務を行えるようにする。
- 機用品について、総保入承認申請業務を「機用品蔵入承認申請（CTA／CTC）」業務で行えるようにする。

貨物	航空 海上	第16回 WG	基本 IV-6-13	「機用品蔵入承認申請（CTA／CTC）」業務の海上貨物への対応（2）
----	----------	------------	---------------	------------------------------------

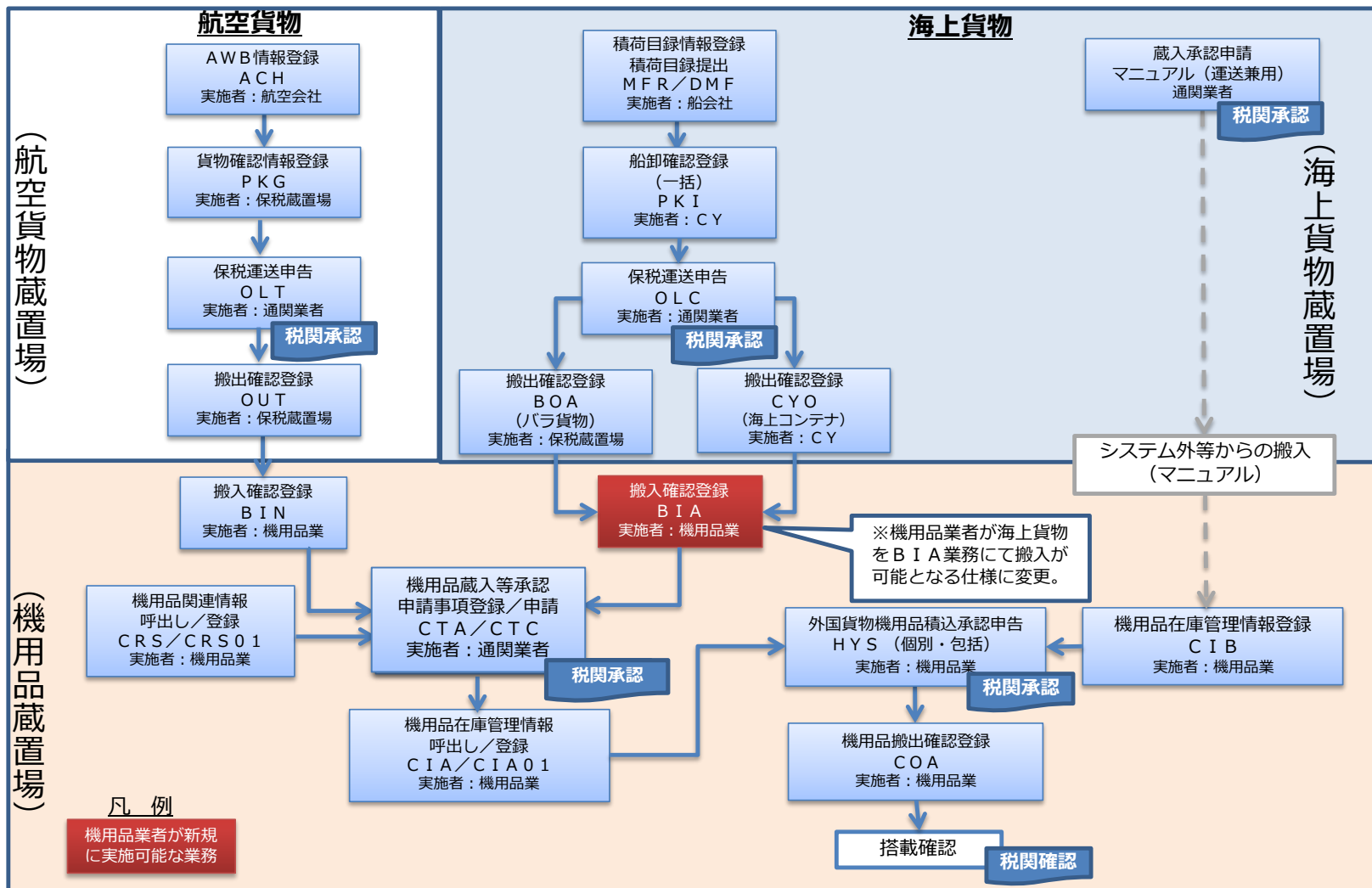
詳細仕様検討結果

1. 機用品関連業務の次期業務フロー（航空・海上貨物蔵置場にてCTA／CTCを実施した場合）



詳細仕様検討結果

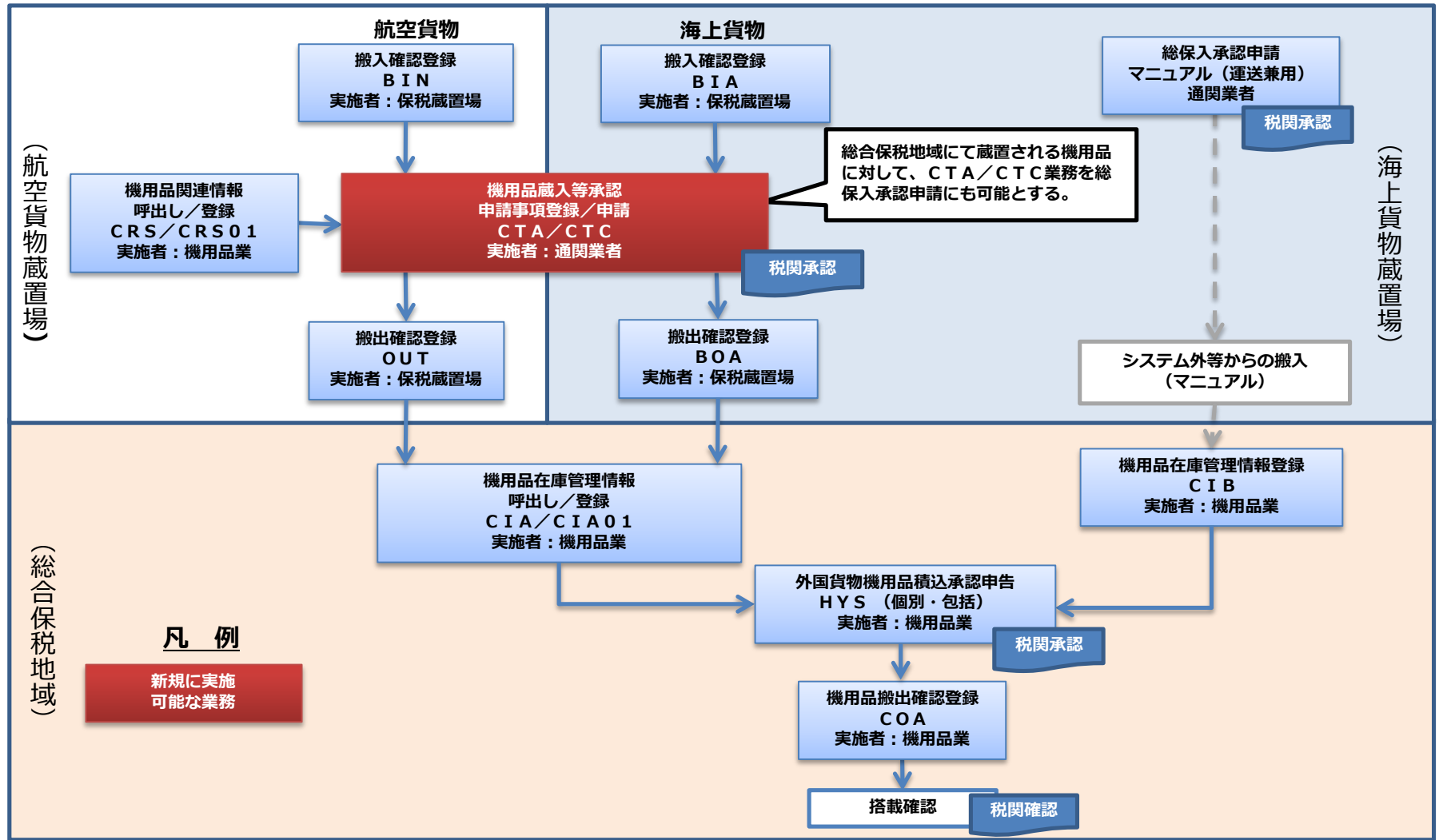
2. 機用品関連業務の次期業務フロー（機用品蔵置場にてCTA／CTCを実施した場合）



貨物	航空 海上	第16回 WG	基本 IV-6-13	「機用品蔵入承認申請（CTA／CTC）」業務の海上貨物への対応（4）
----	----------	------------	---------------	------------------------------------

詳細仕様検討結果

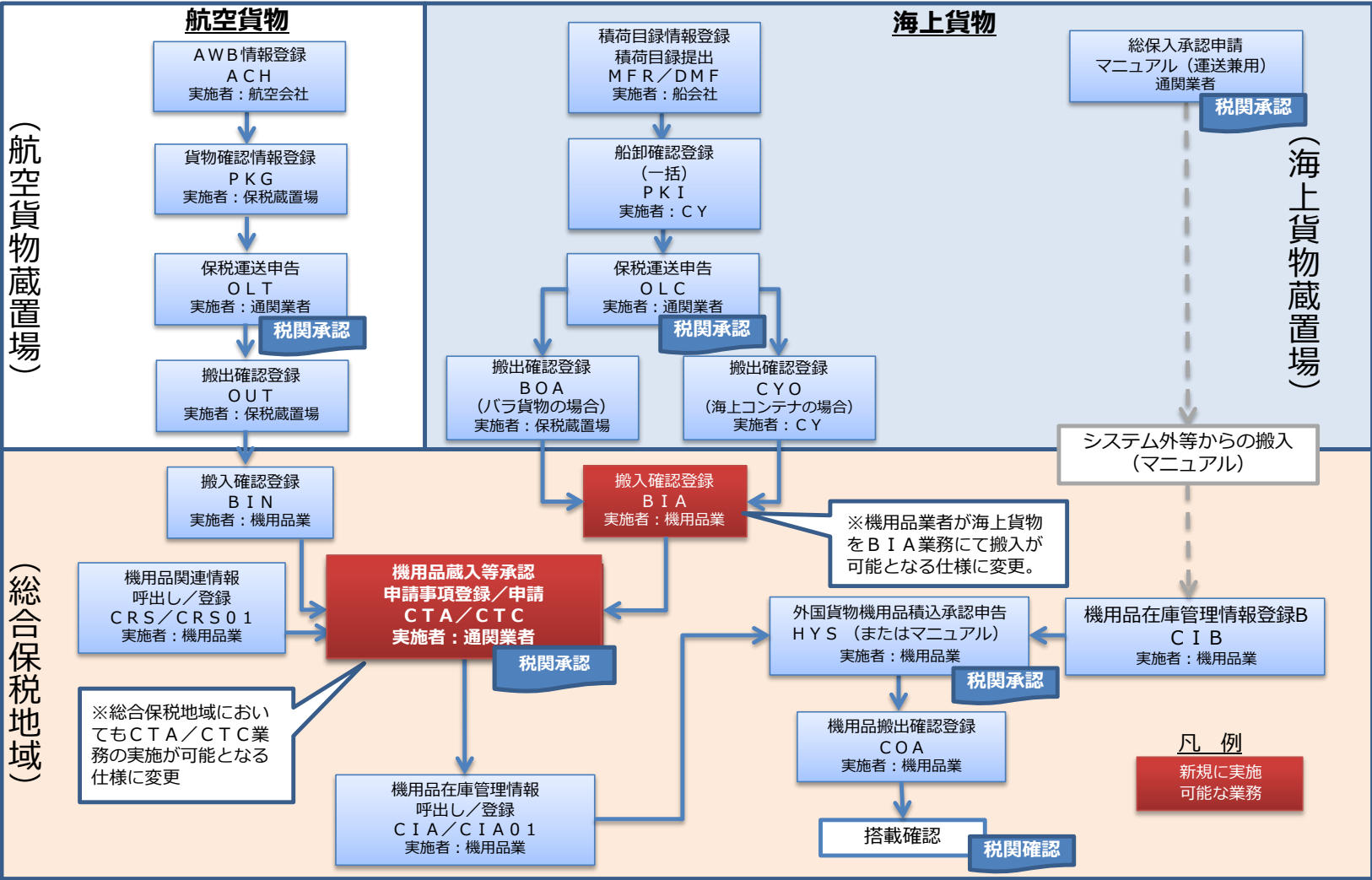
3. 総保入機用品の次期業務フロー（航空・海上貨物蔵置場にてCTA/CTCを実施した場合）



貨物	航空 海上	第16回 WG	基本 IV-6-13	「機用品蔵入承認申請（CTA／CTC）」業務の海上貨物への対応（5）
----	----------	------------	---------------	------------------------------------

詳細仕様検討結果

4. 総保入機用品の次期業務フロー（総合保税蔵置場にてCTA／CTCを実施した場合）



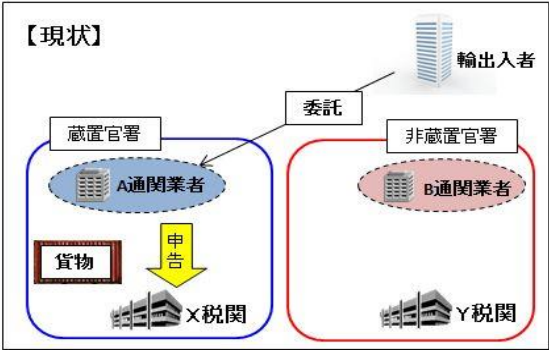
通関	航空 海上	第17回 第18回 第19回	WG	基本 IV-13	輸出入申告官署の自由化の概要（1）
----	----------	----------------------	----	-------------	-------------------

- 輸出入申告官署の自由化に伴い必要となるシステム仕様の改変を実施する。

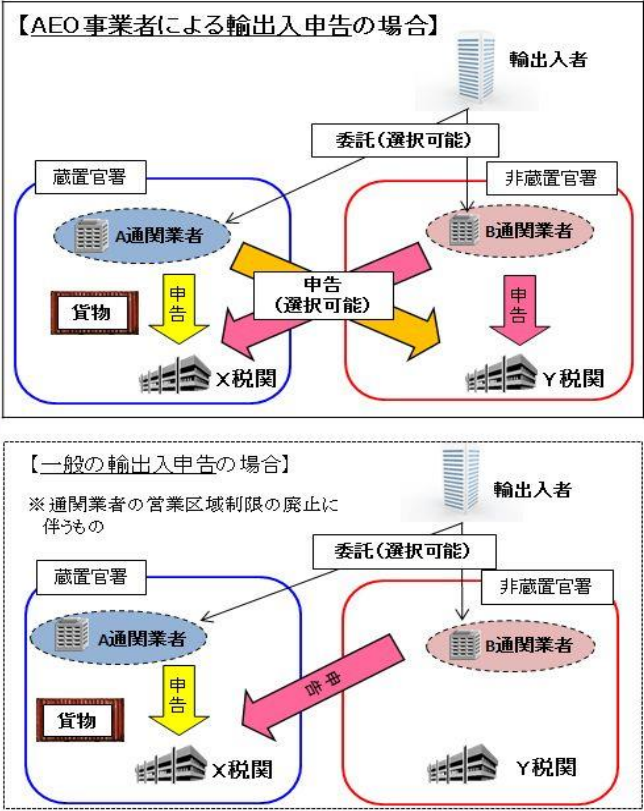
詳細仕様検討結果

1. 輸出入申告官署の自由化イメージ

- 適正通関の確保の観点から蔵置官署を申告官署とする原則は、維持する。
- A E O輸出者に係る輸出申告及びA E O輸入者に係る輸入申告並びにA E O通関業者が取り扱う輸出入申告について、非蔵置官署への申告を認める。
- 通関業者の営業区域制限を廃止する。



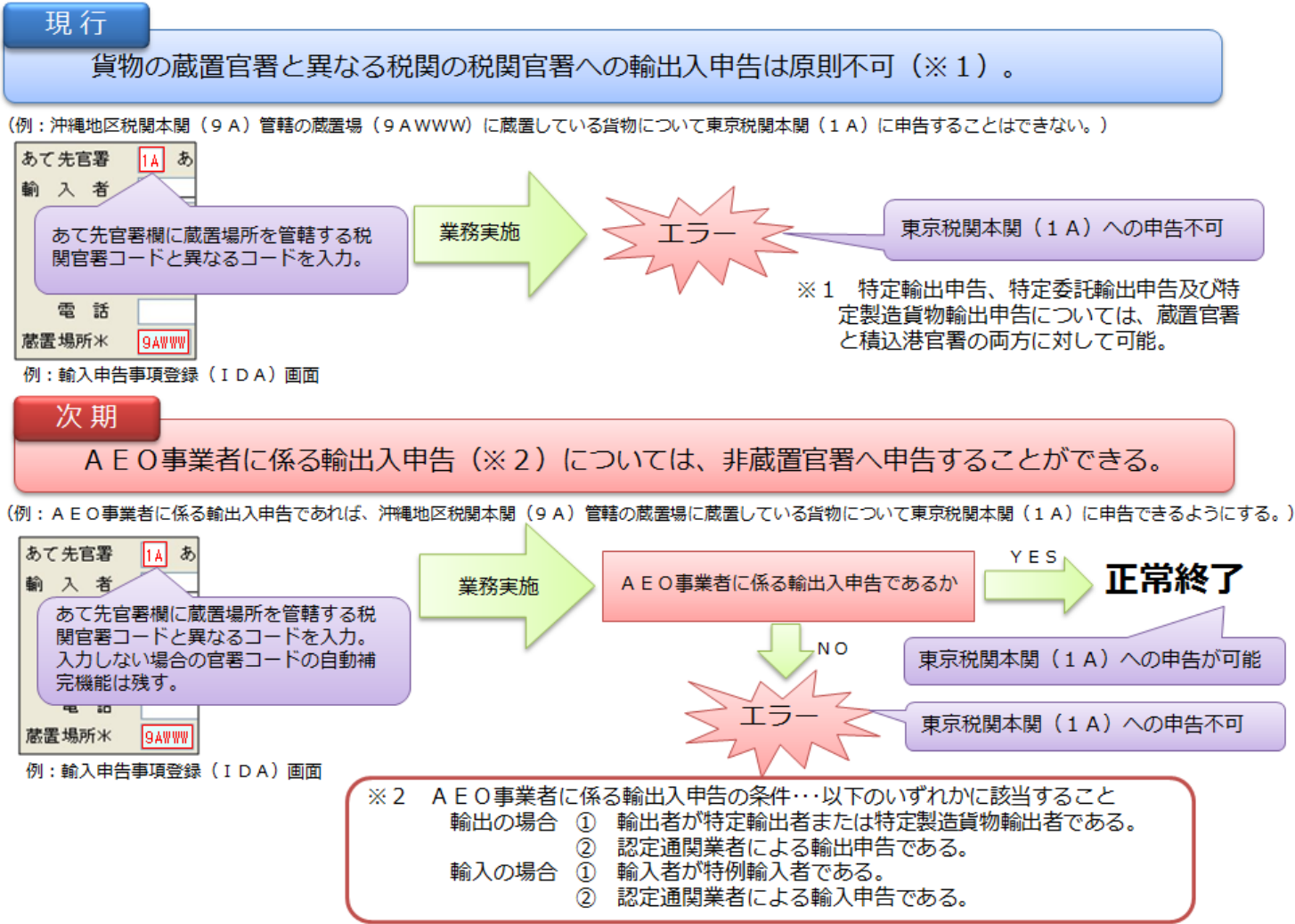
自由化



通関	航空 海上	第17回 第18回 第19回	WG	基本 IV-13	輸出入申告官署の自由化の概要（2）
----	----------	----------------------	----	-------------	-------------------

詳細仕様検討結果

2. システムにおける輸出入申告官署の自由化の対応についてのイメージ



通関	航空 海上	第17回 第18回 第19回	WG	基本 IV-13	輸出入申告官署の自由化の概要（3）
----	----------	----------------------	----	-------------	-------------------

詳細仕様検討結果

3. 輸出入申告官署の自由化に係る詳細

（1）非蔵置官署への申告
以下の申告について、非蔵置官署への申告（蔵置場を管轄する税関官署以外の税関官署への申告）を認める。

- ・ A E O輸出者に係る輸出申告
- ・ A E O輸入者に係る輸入申告
- ・ A E O通関業者が取り扱う輸出入申告

	A E O通関業者	一般通関業者		A E O通関業者	一般通関業者
A E O輸出者	対象	対象	A E O輸入者	対象	対象
一般輸出者	対象	対象外	一般輸入者	対象	対象外

【備考】

- ① 特例申告及び特例委託特例申告については、引取申告官署で行う。（現行どおり）
- ② 輸入許可前引取承認申請後の輸入申告については、輸入許可前引取承認申請を行った官署にて行う。（現行どおり）
- ③ 修正申告および更正請求については、当初の輸入申告官署にて行う。（システムでは当初申告税関との一致チェックを行う。）

（2）営業区域の廃止に伴う申告への影響
通関業の営業区域制限の廃止に伴い、営業区域外への税関官署への申告を可能とする。

利用者	蔵置官署	申告官署	結 果
1 M X X X	1 M	1 M	正常終了（完全一致）
1 M X X X	4 M	4 M	現行：エラー終了 → 次期：正常終了（営業区域外、蔵置官署と申告官署一致）
1 M X X X	2 A	4 A	エラー終了（税関跨り／非 A E O）

通関	航空 海上	第17回 第18回 第19回	WG	基本 IV-13	輸出入申告官署の自由化の概要（4）
----	----------	----------------------	----	-------------	-------------------

詳細仕様検討結果

4. 新たに追加される入出力項目について

輸出入申告官署の自由化に伴い、輸出入申告における入出力項目に以下 3 項目を追加する。

項番	入出力	項目名	概 要
1	入出力	検査立会者	- 検査の立ち会いを他の業者に委託する場合に当該検査の立会者のNACCS利用者コード（5桁）を入力する。なお、検査立会者は、通関業者に限るものではない。 「検査立会者」欄は、任意項目とする。また、当該欄への入力は当初申告時のみ可能とし、「輸入申告変更事項登録（IDA01）」業務では入力不可とする（予備申告を利用する場合も、当初予備申告時のみ入力可能となる。）。 - 申告後に検査立会者を指定する場合、又は、当初申告時に指定した者を変更する場合は、新規業務「検査立会者登録（ATI）」業務を利用する。 - 申告者が検査に立会う場合、入力は不要とする。 - 検査指定票は、申告者だけでなく、当該検査立会者にも配信される。
2	出力	蔵置税関	貨物の蔵置先を管轄する官署名が出力される。
3	出力	蔵置税関部門	貨物の蔵置先を管轄する官署の通関担当部門が出力される。

通関	航空 海上	第17回 第18回 第19回	WG	基本 N-13	輸出入申告官署の自由化の概要（５）
----	----------	----------------------	----	------------	-------------------

詳細仕様検討結果

5. 新規業務及び照会業務の仕様変更

輸出入申告官署の自由化に伴い、以下の業務の追加及び仕様変更を行う。

（１）「検査立会者登録（A T I）」業務の新設

当初申告時に検査立会者の登録を行わず、申告後、検査扱いが明らかとなった時点で検査立会者を登録するため、「検査立会者登録（A T I）」業務を新設する。なお、当初申告時に登録した検査立会者の変更を行う場合も、本業務を利用する。

＜業務概要＞

- ① 輸出入申告者が、申告番号と委託する検査立会者の利用者コード（５桁）を入力して、当該申告に係る検査立会者の登録を行う。
- ② 本業務又は当初申告時で登録した検査立会者の情報の訂正・削除を可能とする。
- ③ 検査指定が既に行われている場合は、本業務の入力を契機として、登録する検査立会者にも検査指定票を出力する。

（２）照会業務の一部仕様変更

検査立会者として登録された時点以降、検査立会者については、以下の照会業務の利用を可能とする。

- ①「輸入申告等照会（I I D）」業務
- ②「輸出申告等照会（I E X）」業務
- ③「別送品輸出申告照会（I E U）」業務

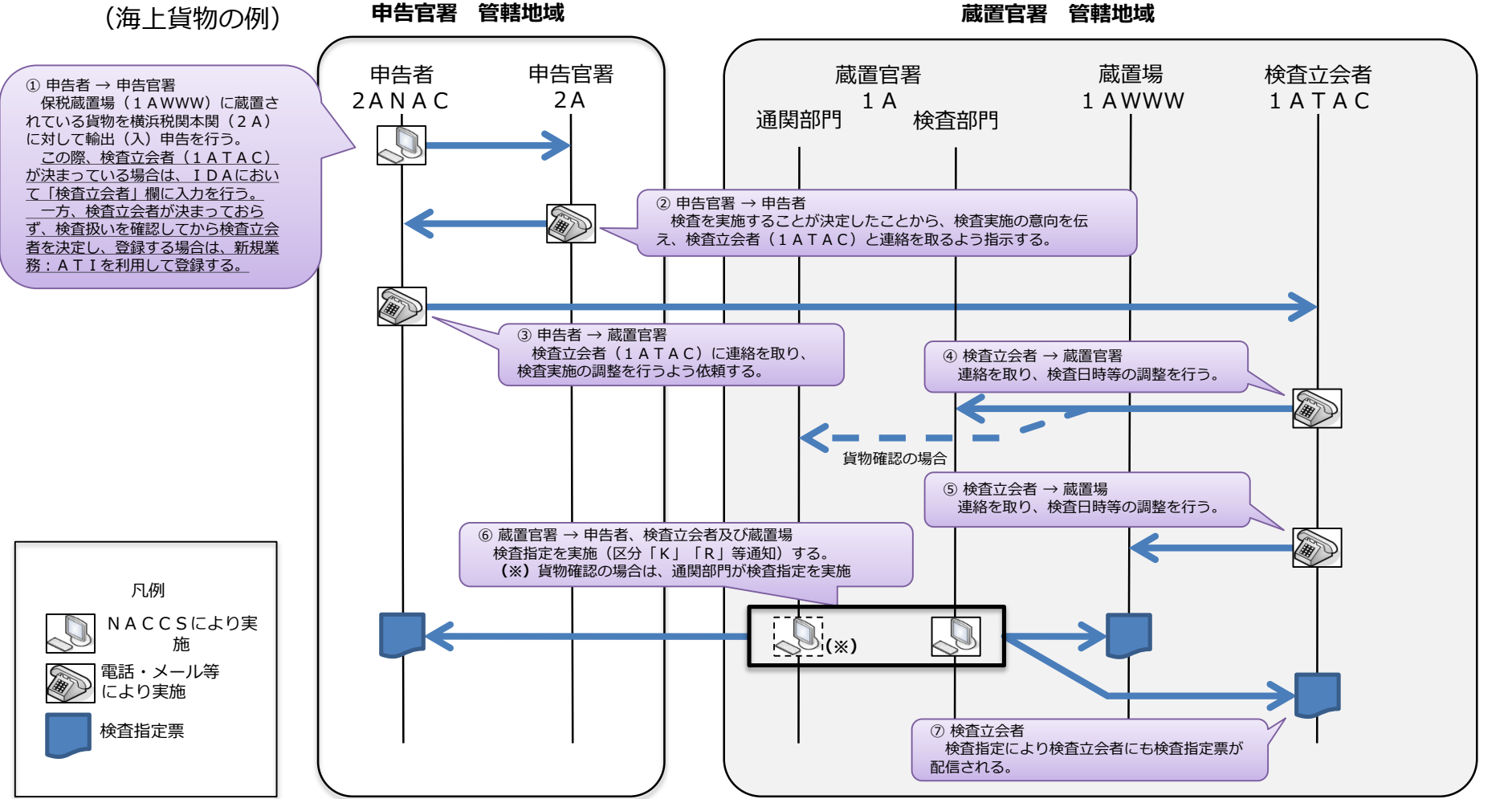
通関	航空 海上	第17回 第18回 第19回	WG	基本 IV-13	輸出入申告官署の自由化の概要（6）
----	----------	----------------------	----	-------------	-------------------

詳細仕様検討結果

6-1. 検査指定までのフロー及び検査指定票の配信について

非蔵置官署へ申告行い検査扱いになった場合、検査立会者を利用して蔵置官署にて検査を受けるフローは以下の通り。

(海上貨物の例)

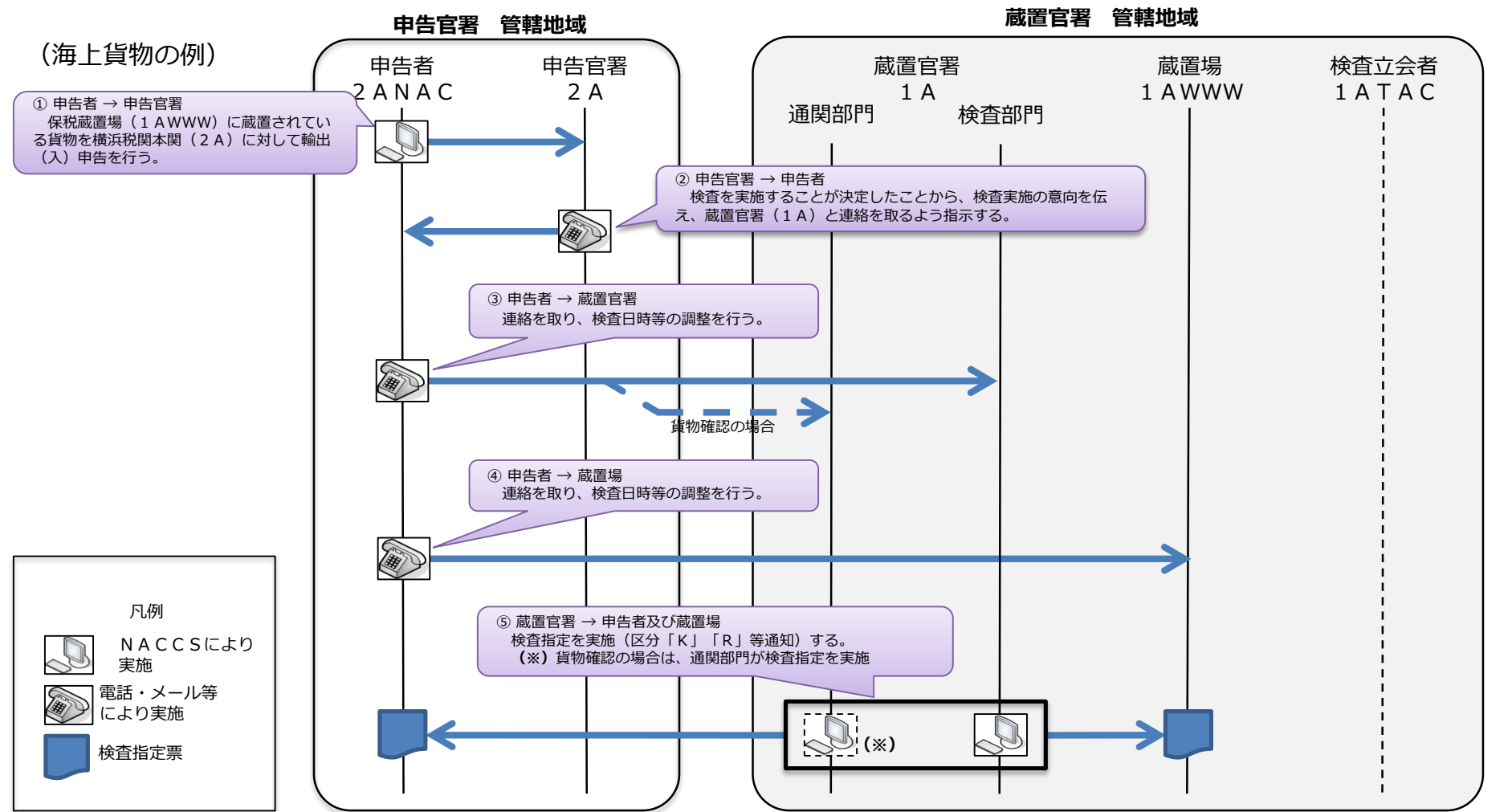


通関	航空 海上	第17回 第18回 第19回	WG	基本 IV-13	輸出入申告官署の自由化の概要（7）
----	----------	----------------------	----	-------------	-------------------

詳細仕様検討結果

6-2. 検査指定までのフロー及び検査指定票の配信について

非蔵置官署へ申告行い検査扱いになった場合、検査立会者を利用せず蔵置官署にて検査を受けるフローは以下の通り。



IX 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第11回 第17回 第19回 第20回 第21回	WG	基本 IV-6-2	輸出入申告における入出力項目の見直し 1. 入出力項目の見直し（1）
----	----------	--------------------------------------	----	--------------	---------------------------------------

- 第6次NACCSにおいて、輸出入申告における入出力項目の見直しを行う。

詳細仕様検討結果

1. 入力項目（輸入）

項番	共通部／欄部	概要	項目名	項目欄数	項目桁数	説明	対象業務									
							IDA SWA IDA01	MWA MWA01	TKA01	MIC MIE	CTA CTA01	DCL01	AMA	KKA	HFA HFA01 HFC HFE	TYC TZC
							輸入 申告	石油製品等 移出 (総保出)	一括特例申 告	輸入マニ フェスト通 関申告	機用品 蔵入承認 申請	卸コンテナ リスト	修正 申告	関税等更正 請求	本船・ふ中 扱い承認申 請	他所蔵置許 可申請
1	共通部	種別追加 必須化	識別符号	1	1	入力可能な種別を増やす。 1：法人（法人番号を有する者） 2：法人番号を有しない者及び個人 3：不明	○	○	-	○	-	-	-	-	-	-
2		コード変更 必須化 桁数増	輸入者等 ※輸出入者コードを 使用している項目。	1	12 →17	輸出入者コードとして使用するコードを法人番号とし （既存のJASTPROコード、税関発給コードは使用 可能）必須項目とする（併せて桁数を12桁から17桁に 増やす）。 ① 番号体系は、「法人番号13桁＋枝番4桁」の計17桁 とする ② 「識別符号」欄へ「2」を入力した場合は、法人番号 は入力不可とする。	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○
3		項目追加	税関事務管理人	1	17	項目の新規追加。番号体系は「輸入者」欄と同様。	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○
4			税関事務管理人受理 番号	1	10	項目の新規追加。番号体系は「税関符号4桁-西盾下2 桁-通し番号4桁」の10桁を想定。	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○
5			税関事務管理人名	1	70	項目の新規追加。桁数は現行の輸入者名と同様。	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○
6			事前教示（評価）	2	7	項目の新規追加。	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7			検査立会者	1	5	項目の新規追加。	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-
8			荷主リファレンスナ ンバー	1	35	項目の新規追加。	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-
9			荷主セクションコー ド	1	20	項目の新規追加。	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-

IX 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第11回 第17回 第19回 第20回 第21回	WG	基本 IV-6-2	輸出入申告における入出力項目の見直し 1. 入出力項目の見直し（2）
----	----------	--------------------------------------	----	--------------	---------------------------------------

詳細仕様検討結果

1. 入力項目（輸入）（続き）

項番	共通部／欄部	概要	項目名	項目欄数	項目桁数	説明	対象業務									
							IDA SWA IDA01	MWA MWA01	TKA01	MIC MIE	CTA CTA01	DCL01	AMA	KKA	HFA HFA01 HFC HFE	TYC TZC
							輸入 申告	石油製品等 移出 (総保出)	一括特例申 告	輸入マニ フェスト通 関申告	機用品 蔵入承認 申請	卸コンテナ リスト	修正 申告	関税等更正 請求	本船・ふ中 扱い承認申 請	他所蔵置許 可申請
10	共通部	欄数増	輸入承認証等識別	5 →10	4	項目数を現状の5欄から10欄に増やす。	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-
11			輸入承認証番号等	5 →10	20	項目数を現状の5欄から10欄に増やす。	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-
12			包括評価申告受理番号	1 →3	12	項目数を現状の1欄から3欄に増やす。1欄目のみを入力した場合のみ計算する。	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-
13		制限緩和	B／L番号	5	20 →35	桁数を現状の20桁から35桁に増やす（海上のみ）。海上システムで航空貨物を扱う機能の廃止に伴いAWB番号を削除。	○	-	-	-	○	-	-	-	○	○
14		桁数増	包括保険番号	1	6 →8	桁数を現状の6桁から8桁に増やす。	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15	欄部	項目追加	事前教示（分類）	1	9	項目の新規追加。	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16			事前教示（原産地）	1	7	項目の新規追加。	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17		桁数増	原産地証明書識別	1	1 →4	桁数を現状の1桁から4桁に増やす。コード枯渇に伴う見直し。 （詳細は「原産地証明書識別の4桁化」）	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-

IX 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第11回 第17回 第19回 第20回 第21回	WG	基本 IV-6-2	輸出入申告における入出力項目の見直し 1. 入出力項目の見直し（3）
----	----------	--------------------------------------	----	--------------	---------------------------------------

詳細仕様検討結果

2. 入力項目（輸出）

項番	共通部／欄部	概要	項目名	項目欄数	項目桁数	説明	対象業務					
							EDA EDA01 EAA	UEA UEA01 UAA	MEC MEE MAF	CLR	HFA HFA01 HFC HFE	TYC TZC
							輸出 申告	別送品 輸出 申告	輸出マニ フェスト通 関申告	積コンテナ リスト	本船・ふ中 扱い承認申 請	他所蔵置許 可申請
1	共通部	項目追加	識別符号	1	1	項目の新規追加。 1：法人（法人番号を有する者） 2：法人番号を有しない者及び個人 3：不明	○	-	○	-	-	-
2		コード変更 必須化 桁数増	輸出者等 ※輸出入者コードを使用してい る項目。	1	12 →17	輸出入者コードとして使用するコードを法人番号とし（既存のJASTPROコード、税関発給 コードは使用可能）必須項目とする（併せて桁数を12桁から17桁に増やす）。 ① 番号体系は、「法人番号13桁＋枝番4桁」の計17桁とする。 ② 「識別符号」欄へ「2」を入力した場合は、法人番号は入力不可とする。	○	-	○	○	○	○
3		項目追加	税関事務管理人	1	17	項目の新規追加。番号体系は「輸出者」欄と同様。	○	○	○	-	○	○
4			税関事務管理人受理番号	1	10	項目の新規追加。番号体系は「税関符号4桁-西暦下2桁-通し番号4桁」の10桁を想定。	○	○	○	-	○	○
5			税関事務管理人名	1	70	項目の新規追加。桁数は現行の輸出者名と同様。	○	○	○	-	○	○
6			検査立会者	1	5	項目の新規追加。	○	○	○	-	-	-
7			荷主リファレンスナンバー	1	35	項目の新規追加。	○	-	○	-	-	-
8			荷主セクションコード	1	20	項目の新規追加。	○	-	○	-	-	-
9		欄数増	輸出承認証等識別	5 →15	4	項目数を現状の5欄から15欄に増やす。	○	-	-	-	-	-
10			輸出承認証番号等	5 →15	20	項目数を現状の5欄から15欄に増やす。	○	-	-	-	-	-

通関	航空 海上	第11回 第17回 第19回 WG 第20回 第21回	基本 IV-6-2	輸出入申告における入出力項目の見直し 1. 入出力項目の見直し（4）
----	----------	---	--------------	---------------------------------------

詳細仕様検討結果

2. 入力項目（輸出）（続き）

項番	共通部／欄部	概要	項目名	項目欄数	項目桁数	説明	対象業務					
							EDA EDA01 EAA	UEA UEA01 UAA	MEC MEE MAF	CLR	HFA HFA01 HFC HFE	TYC TZC
							輸出 申告	別送品 輸出 申告	輸出マニ フェスト通 関申告	積コンテナ リスト	本船・ふ中 扱い承認申 請	他所蔵置許 可申請
11	共通部	必須化 (条件付) 桁数増	バンニング場所コード	5	12 →17	コンテナ貨物でありシステムから情報を補完できない場合のみ必須項目とする。	○	-	-	-	-	-
12		必須化 (条件付)	バンニング場所名	1	70	※「バンニング場所コード」欄は、輸出入者コードを入力する場合があることから、桁数を12桁から17桁に増やす。	○	-	-	-	-	-
13			バンニング場所住所1 (都道府県)	1	15	①「バンニング場所コード」欄は、申告前においてコンテナ詰めを行った場合に必須化の対象とする。	○	-	-	-	-	-
14			バンニング場所住所2 (市町村（行政区名）)	1	35	②搬入前申告においては、申告時バラ貨物であっても許可前にコンテナ詰めがされる可能性があることから、コンテナ詰めを予定している貨物についてのみ、搬入前申告時に「コンテナ本数」欄及びバンニング場所関連項目を入力することとし、CY搬入後の許可段階で入力がなかった場合はエラーとする。	○	-	-	-	-	-
15			バンニング場所住所3 (町域名・番地)	1	35	③「バンニング場所名」欄から「バンニング場所住所3」欄は、「バンニング場所コード」欄にバスケットコードが入力された場合にのみ必須項目とする。	○	-	-	-	-	-
16		初期値の 自動展開	バンニング場所住所4 (町域名・番地)	1	35	④「バンニング場所住所4」欄は、そもそも入力が必要が無い場合も想定されることから、現状どおり任意項目とする。	○	-	-	-	-	-
17	欄部	項目非表示	大額・少額識別	1	1	画面コードに従い、大額少額識別を自動で補完する。 輸出申告事項登録における大額少額種別の入力の簡素化に伴い変更。	○	-	-	-	-	-
18		制限緩和と 自動補完	AWB番号	1	35	海上の場合出力しない（許可内容変更申請（EAA、UAA）業務は海上貨物から航空貨物への積替えを可能とするため対象外）（海上のみ）。 海上システムで航空貨物を扱う機能の廃止に伴う変更。	○	○	-	-	-	-
19	欄部	必須化 (条件付) 桁数増	輸出統計品目番号	1	9	少額申告等について、4桁入力に加え9桁入力も可能とし、9桁入力の場合は品名の自動補完を行う。輸出申告（少額）におけるHS品目コードの入力可能化に伴う変更。	○	-	-	-	-	-

IX 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第11回 第17回 第19回 第20回 第21回	WG	基本 IV-6-2	輸出入申告における入出力項目の見直し 1. 入出力項目の見直し（5）
----	----------	--------------------------------------	----	--------------	---------------------------------------

詳細仕様検討結果

3. 出力項目（輸入）

項番	共通部／欄部	概要	項目名	項目欄数	項目桁数	説明	対象業務									
							IDA SWA	MWA	TKA01	MIC	CTA	DCL01	AMA	KKA	HFC	TYC TZC
							輸入 申告	石油製品等 移出 (総保出)	一括特例申 告	輸入マニ フェスト通 関申告	機用品 蔵入承認 申請	卸コンテナ リスト	修正 申告	関税等更正 請求	本船・ふ中 扱い承認申 請	他所蔵置許 可申請
1	共通部	種別追加 必須化	識別符号	1	1	入力可能な種別を3種類に増やす。	○	○	-	○	-	-	-	-	-	-
2		コード変更 桁数増	輸入者等 ※輸出入者コードを 使用している項目。	1	12 →17	コード変更（併せて桁数を12桁から17桁に増やす）。 コード変換された場合は、変換後のコードを出力する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3		項目追加	蔵置税関	1	10	項目の新規追加（官署名）。入力された「通関予定蔵置 場コード」をもとにシステムが自動的に払い出す。	○	○	-	○	○	-	-	-	-	-
4			蔵置税関部門	1	2	項目の新規追加（部門コード）。「蔵置税関」及び入力 された「品目コード」等をもとにシステムが自動的に払 い出す。	○	○	-	○	○	-	-	-	-	-
5			税関事務管理人	1	17	項目の新規追加（入力値を出力）。	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○
6			税関事務管理人受理 番号	1	10	項目の新規追加（入力値を出力）。	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○
7			税関事務管理人名	1	70	項目の新規追加（入力値を出力）（「税関事務管理人」 に入力されたコードからも補完可能）	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○
8			事前教示（評価）	2	7	項目の新規追加（入力値を出力）。	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9			検査立会者	1	5	項目の新規追加（入力値を出力）。	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-
10			輸入者（入力）	1	12	項目の新規追加。コード変換された場合のみ入力値を出力 する。	○	○	○	○	-	-	○	○	-	-
11			輸入取引者（入力）	1	12	項目の新規追加。コード変換された場合のみ入力値を出力 する。	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-

IX 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第11回 第17回 第19回 第20回 第21回	WG	基本 IV-6-2	輸出入申告における入出力項目の見直し 1. 入出力項目の見直し（6）
----	----------	--------------------------------------	----	--------------	---------------------------------------

詳細仕様検討結果

3. 出力項目（輸入）（続き）

項番	共通部／欄部	概要	項目名	項目欄数	項目桁数	説明	対象業務									
							IDA SWA	MWA	TKA01	MIC	CTA	DCL01	AMA	KKA	HFC	TYC TZC
							輸入 申告	石油製品等 移出 (総保出)	一括特例申 告	輸入マニ フェスト通 関申告	機用品蔵 入承認申 請	卸コンテナ リスト	修正 申告	関税等更正 請求	本船・ふ中 扱い承認申 請	他所蔵置許 可申請
12	共通部	項目追加	荷主リファレンスナンバー	1	35	項目の新規追加（入力値を出力）。	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-
13			荷主セクションコード	1	20	項目の新規追加（入力値を出力）。	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-
14			個数単位コード	1	3	項目の新規追加（貨物DBの内容を出力）。「機用品蔵入承認申請（CTA／CTC）業務の海上システムへの拡大」にて検討。	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-
15			重量単位コード	1	3	項目の新規追加（貨物DBの内容を出力）。「機用品蔵入承認申請（CTA／CTC）業務の海上システムへの拡大」にて検討。	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-
16			積載船舶コード	1	9	項目の新規追加（貨物DBの内容を出力）。「機用品蔵入承認申請（CTA／CTC）業務の海上システムへの拡大」にて検討。	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-
17		桁数増	審査区分	1	3 →4	桁数を現状の3桁から4桁に増やす。4桁目を原紙提出の判定項目として使用。 「T」：審査時に書面（原紙）提出要 「G」：許可後に書面（原紙）提出要 「M」：上記「T」、[G]が混在	○	-	-	○	○	-	-	-	-	-
18			輸出の委託者名	1	39 →72	「包括評価受理番号」の1欄目に入力された、受理番号に紐づく「輸出の委託者名」をシステムが自動的に払い出す。「輸出者名」の桁数に併せ項目の桁数を39桁から72桁に増やす。	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19			包括保険番号	1	6 →8	桁数を現状の6桁から8桁に増やす（入力値を出力）。	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20			貨物個数	1	6 →8	桁数を現状の6桁から8桁に増やす（「機用品蔵入承認申請（CTA／CTC）業務の海上システムへの拡大」の変更に伴い追加）。	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-
21			貨物重量	1	8 →10	桁数を現状の8桁から10桁に増やす（「機用品蔵入承認申請（CTA／CTC）業務の海上システムへの拡大」の変更に伴い追加）。	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-
22			積載機名	1	12 →35	桁数を現状の12桁から35桁に増やす（「機用品蔵入承認申請（CTA／CTC）業務の海上システムへの拡大」の変更に伴い追加）。	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-

IX 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第11回 第17回 第19回 第20回 第21回	WG	基本 IV-6-2	輸出入申告における入出力項目の見直し 1. 入出力項目の見直し（7）
----	----------	--------------------------------------	----	--------------	---------------------------------------

詳細仕様検討結果

3. 出力項目（輸入）（続き）

項番	共通部／欄部	概要	項目名	項目欄数	項目桁数	説明	対象業務									
							IDA SWA	MWA	TKA01	MIC	CTA	DCL01	AMA	KKA	HFC	TYC TZC
							輸入 申告	石油製品等 移出 (総保出)	一括特例申 告	輸入マニ フェスト通 関申告	機用品 蔵入承認 申請	卸コンテナ リスト	修正 申告	関税等更正 請求	本船・ふ中 扱い承認申 請	他所蔵置許 可申請
23	共通部	制限緩和	B／L番号／AWB 番号	5	20 →35	桁数を現状の20桁から35桁に増やす（海上のみ）（入 力値を出力）	○	-	-	-	○	-	-	-	○	○
24		桁数増 欄数増	包括評価補正式	1 →3	22 →35	桁数を現状の22桁から35桁に増やすと共に項目数を現 状の1欄から3欄に増やす。「包括評価申告受理番号」を もとにシステムが自動的に払い出す。	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
25		欄数増	輸入承認証等識別	5 →10	4	項目数を現状の5欄から10欄に増やす（入力値を出力）。	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-
26			輸入承認証番号等	5 →10	20	項目数を現状の5欄から10欄に増やす（入力値を出力）。	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-
27			包括評価申告受理番 号	1 →3	12	項目数を現状の1欄から3欄に増やす（入力値を出力）。	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-
28			包括評価標準式識別	1 →3	1	項目数を現状の1欄から3欄に増やす。「包括評価申告受 理番号」をもとにシステムが自動的に払い出す。	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
29			包括評価補正区分 コード	1 →3	2	項目数を現状の1欄から3欄に増やす。「包括評価申告受 理番号」をもとにシステムが自動的に払い出す。	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
30	欄部	項目追加	事前教示（分類）	1	9	項目の新規追加（入力値を出力）。	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
31			事前教示（原産地）	1	7	項目の新規追加（入力値を出力）。	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
32		桁数増	原産地証明書識別	1	1 →4	桁数を現状の1桁から4桁に増やす（入力値を出力）。	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-

IX 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第11回 第17回 第19回 第20回 第21回	WG	基本 IV-6-2	輸出入申告における入出力項目の見直し 1. 入出力項目の見直し（8）
----	----------	--------------------------------------	----	--------------	---------------------------------------

詳細仕様検討結果

4. 出力項目（輸出）

項番	共通部／欄部	概要	項目名	項目欄数	項目桁数	説明	対象業務				
							EDA	UEA	MEC	CLR	HFC
							輸出申告	別送品輸出申告	輸出マニフェスト通関申告	積コンテナリスト	本船・ふ中扱い承認申請
1	共通部	項目追加	識別符号	1	1	入力可能な種別を3種類に増やす。	○	-	○	-	-
2		コード変更 桁数増	輸出者等 ※輸出入者コードを使用している項目。	1	12→17	コード変更（併せて桁数を12桁から17桁に増やす）。変換された場合は、変換後のコードを出力。	○	-	○	○	○
3		項目追加	蔵置税関	1	10	項目の新規追加（官署名）。入力された「通関予定蔵置場コード」をもとにシステムが自動的に払い出す。	○	○	○	-	-
4			蔵置税関部門	1	2	項目の新規追加（部門コード）。「蔵置税関」及び入力された「品目コード」等を基にシステムが自動的に払い出す。	○	○	○	-	-
5			税関事務管理人	1	17	項目の新規追加（入力値を出力）。	○	○	○	-	○
6			税関事務管理人受理番号	1	10	項目の新規追加（入力値を出力）。	○	○	○	-	○
7			税関事務管理人名	1	70	項目の新規追加（入力値を出力（「税関事務管理人」に入力されたコードからも補完可能））。	○	○	○	-	○
8			検査立会者	1	5	項目の新規追加。コード変換された場合のみ入力値を出力する。	○	○	○	-	-
9			輸出者（入力）	1	12	項目の新規追加。	○	-	○	-	-
10			荷主リファレンスナンバー	1	35	項目の新規追加。	○	-	○	-	-
11			荷主セクションコード	1	20	項目の新規追加。	○	-	○	-	-
12		桁数増	審査区分	1	3→4	桁数を現状の3桁から4桁に増やす。4桁目を原紙提出の判定項目として使用。	○	○	○	-	-
13			バンニング場所コード	5	12→17	桁数を現状の12桁から17桁に増やす（入力値を出力）。	○	-	-	-	-

通関	航空 海上	第11回 第17回 第19回 第20回 第21回	WG	基本 IV-6-2	輸出入申告における入出力項目の見直し 1. 入出力項目の見直し（9）
----	----------	--------------------------------------	----	--------------	---------------------------------------

詳細仕様検討結果

4. 出力項目（輸出）（続き）

項番	共通部／欄部	概要	項目名	項目欄数	項目桁数	説明	対象業務				
							EDA	UEA	MEC	CLR	HFC
							輸出申告	別送品輸出申告	輸出マニフェスト通関申告	積コンテナリスト	本船・ふ中扱い承認申請
14	共通部	欄数増	輸出承認証等識別	5 →15	4	項目数を現状の5欄から15欄に増やす（入力値を出力）。	○	-	-	-	-
15			輸出承認証番号等	5 →15	20	項目数を現状の5欄から15欄に増やす（入力値を出力）。	○	-	-	-	-
16	欄部	項目非出力	AWB 番号	1	35	海上の場合は出力しない。 許可内容変更申請（EAA、UAA）業務は海上貨物から航空貨物への積替えを可能とするため対象外（海上のみ）。 海上システムで航空貨物を扱う機能の廃止に伴う変更。	○	○	-	-	-
17		制限緩和自動補完	輸出統計品目番号	1	9	少額申告等について、9桁出力も可能とし、9桁の場合は品名の自動補完を行う（入力値を出力）。 輸出申告（少額）におけるHS品目コードの入力可能化に伴う変更。	○	-	-	-	-

IX 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第11回 第17回 第19回 第20回 第21回	WG	基本 IV-6-2	輸出入申告における入出力項目の見直し 2. 原産地証明書識別の4桁化（1）
----	----------	--------------------------------------	----	--------------	--

- ・ 輸入申告等の入力項目である「原産地証明書識別」欄についてコード体系の見直しを図ると共に桁数を4桁とする。

詳細仕様検討結果

輸入申告等の入力項目である「原産地証明書識別」欄については、現行NACCSでは1桁で運用しているが、以下の理由により、将来的にコードが枯渇する可能性が高いため、コード体系の見直しを図ると共に桁数を4桁とする。

→ 発効又は署名済みEPA（発効：14か国・地域、署名済：1か国）

国名等	発効等年月	国名等	発効等年月	国名等	発効等年月
シンガポール	2002年11月発効	インドネシア	2008年 7月発効	ベトナム	2009年10月発効
メキシコ	2005年 4月発効	ブルネイ	2008年 7月発効	インド	2011年 8月発効
マレーシア	2006年 7月発効	ASEAN（物品貿易）	2008年12月発効	ペルー	2012年 3月発効
チリ	2007年 9月発効	フィリピン	2008年12月発効	豪州	2015年 1月発効
タイ	2007年11月発効	スイス	2009年 9月発効	モンゴル	2015年 2月署名

→ 交渉中（7か国・地域）

国名等	国名等	国名等
トルコ	コロンビア	RCEP：東アジア地域包括的経済連携
カナダ	日中韓	TPP：環太平洋パートナーシップ協定
EU		

（参考）TPPは平成27年10月に大筋合意。
その他、GCC（湾岸協力理事会）とは交渉延期、韓国とは交渉中断中。

→ EPAの増加、自己申告制度等の導入等に伴い、入力コードの選択が複雑となっていることから、更改を機にコードの整理を行い、より分かりやすい体系に変更するとともに、適切なコード体系であることのチェックを可能とする。

EPA	第三者証明制度	認定輸出者による自己証明制度	自己申告制度	EPA	第三者証明制度	認定輸出者による自己証明制度	自己申告制度	EPA	第三者証明制度	認定輸出者による自己証明制度	自己申告制度
シンガポール	○			インドネシア	○			ベトナム	○		
メキシコ	○	○		ブルネイ	○			インド	○		
マレーシア	○			ASEAN	○			ペルー	○	○	
チリ	○			フィリピン	○			豪州	○		○
タイ	○			スイス	○	○					

通関	航空 海上	第11回 第17回 第19回 第20回 第21回	WG	基本 IV-6-2	輸出入申告における入出力項目の見直し 2. 原産地証明書識別の4桁化（2）
----	----------	--------------------------------------	----	--------------	--

詳細仕様検討結果

次期（第6次）NACCSでは、以下のとおり4桁化する。

原産地証明書識別コード体系

原産地証明書識別（4桁）の体系 = 原産地（申告）種別（2桁）+ 原産地証明者等区分（1桁）+ 貨物の種類（1桁）

原産地（申告）種別		原産地証明者等区分		貨物の種類		
WK	国定・WTO協定	T	輸出国当局が発給した原産地証明書（第三者証明）	WTO 国定	G	協定用原産地証明書の提出がある貨物【CO等を提出】
GS	一般特惠	A	認定輸出者による自己証明（原産地申告）		R	貨物、インボイス等により原産地が確認できる貨物【CO等提出なし】
SG	日シンガポール経済連携協定	P	製造者による原産品申告書		S	輸入割当等公表告示三－8に規定する原産地証明書がある貨物【CO等を提出】
MX	日メキシコ経済連携協定	E	輸出者による原産品申告書		N	原産地が確認できない貨物【CO等提出なし】
MY	日マレーシア経済連携協定	I	輸入者による原産品申告書		A	自国関与品（暫定令26条第2項該当）で、かつ、累積（暫定令26条第3項）適用【CO等、自国関与証明書及び累積加工製造証明書を提出】
PH	日フィリピン経済連携協定	O	原産地証明書等の提出が不要な場合	一般 特惠	J	自国関与品（暫定令26条第2項該当）で、かつ、累積（暫定令26条第3項）非適用【CO等及び自国関与証明書を提出】
CL	日チリ経済連携協定	※「O（オー）」以外は、提出猶予申請を行う場合を含む			B	自国関与品（暫定令26条第2項該当）以外で、かつ、累積（暫定令26条第3項）適用【CO等及び累積加工製造証明書を提出】
TH	日タイ経済連携協定				P	自国関与品（暫定令26条第2項該当）以外で、かつ、累積（暫定令26条第3項）非適用【CO等を提出】
BN	日ブルネイ経済連携協定	C	税関長が貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた貨物【CO等提出なし】			
ID	日インドネシア経済連携協定	T	少額貨物扱い【CO等提出なし】			
VN	日ベトナム経済連携協定	M	特惠用原産地証明書の提出猶予申請を行う貨物			
CH	日スイス経済連携協定	・将来新たな区分が発生した場合も対応が可能。 ・現在、記事（税関）欄等に入力している事項の項目化	EPA		1	EPA関税割当品目で、EPA関税証明書及び原産地証明書（若しくは原産品申告書）の提出があるもの【EPA関税証明書及びCO等を提出】
IN	日インド包括的経済連携協定				2	EPA関税割当品目でEPA関税証明書があり、少額扱い貨物【EPA関税証明書提出、CO等提出なし】
PE	日ペルー経済連携協定			3	EPA関税割当品目で、税関長が貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた貨物【EPA関税証明書提出、CO等提出なし】	
AU	日オーストラリア経済連携協定	4		EPAに基づく原産地証明書（若しくは原産品申告書）の提出がある貨物【CO等を提出】		
AS	日アセアン包括的経済連携協定	5		少額扱い貨物【CO等提出なし】		
		6		税関長が貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた貨物【CO等提出なし】		
		7		EPAに基づく原産地証明書（若しくは原産品申告書）の提出猶予申請を行う貨物		

IX 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第11回 第17回 第19回 WG 第20回 第21回	基本 IV-6-2	輸出入申告における入出力項目の見直し 2. 原産地証明書識別の4桁化（3）
----	----------	---	--------------	--

詳細仕様検討結果

チェック仕様の例

識別コードの変更に併せて、「4桁」の入力が行われた場合、システムにおいて当該4桁の整合性等の組み合わせチェック機能を提供する。具体的には、組み合わせが想定される（可能な）コード体系をあらかじめ設定し、当該コード体系に該当しない場合は、適正なコード入力ではないとして、エラー処理とする。以下に日豪EPAを例に示す。

適用する税率	パターン	原産地（申告） 種別	原産地証明 者等区分	貨物の種類	処理結果
協定税率	○	WK	O	R	正常処理
	×	WK	<u>E</u>	R	エラー（協定税率で「E」の選択は不可）
EPA税率 （EPA関税割当品目で輸入者の 原産品申告書有の場合）	○	AU	I	1	正常処理
	×	AU	<u>O</u>	1	エラー（原産地証明者等区分が不適切）
	×	<u>AS</u>	I	1	エラー（原産地種別が不適切）

コードの簡易入力

下表の原産地証明書識別コードについては、簡易なコードでの入力を可能とする。

	原産地証明書識別コード	簡易入力コード
1	WKOR	R
2	WKON	N

IX 詳細仕様検討結果

共通	航空 海上	第13回 WG	基本 Ⅲ-4	システム制限値の見直し（6）：D B 保存期間
----	----------	------------	-----------	-------------------------

- ・ 航空／海上申告情報 及び 海上貨物情報について、システム制限値（D B 保存期間）の見直しを実施する。

詳細仕様検討結果

項番	情報名	航空 ／海上	データ保存起算の契機	起算日	現行 ※ 1	次期 (案) ※ 1	対 応 理 由
1	輸出申告 ※ 2	航空 海上	事項登録実施時	事項登録実施時	* 6 日	*10日	事項データが申告前に消えてしまうケースに対応する為。
2	輸入申告 ※ 3	航空 海上	事項登録実施時	事項登録実施時	* 6 日	*10日	事項データが申告前に消えてしまうケースに対応する為。
3	貨物	海上	「積荷目録提出（D M F）」業務実施時	入港年月日	* 6 日	*14日	台風等で大幅にスケジュールが遅延し、入港日が遅れた場合に貨物情報が消えてしまうケースに対応する為。
4			①バラ貨物で輸入等許可時 ②コンテナ詰貨物で輸入等許可により搬出時	①輸入等許可日 ②搬出日	* 6 日	*14日	1 B / L 複数コンテナの貨物に対して、輸入許可後、コンテナの引取り毎にD O R業務を複数回行う場合に、途中で貨物情報が消えてしまうケースに対応する為。
5			「輸出貨物情報登録（E C R）」業務実施時	搬入予定日	* 7 日	*14日	搬入予定日から貨物の到着が遅れるケースに対応する為。
6	コンテナ	海上	①D M F 業務実施時 ②実入コンテナで「船積情報登録（C L R）」業務の船積処理実施時	①入港年月日 ②C L R 業務実施日	* 6 日	*14日	台風等で大幅にスケジュールが遅延し、入港日が遅れた場合に貨物情報が消えてしまうケースに対応する為。
7	修正申告	航空 海上	「修正申告事項登録（A M A）」業務実施時	事項登録実施時	* 6 日	*10日	事項データが申告前に消えてしまうケースに対応する為。
8	関税等更正 請求	航空 海上	「関税等更正請求事項登録（K K A）」業務実施時	事項登録実施時	* 6 日	*10日	詳細仕様の検討において追加。
9	輸出自動車	航空 海上	「輸出自動車情報登録（M O A）」業務実施時	業務実施時	4 日	10日	詳細仕様の検討において追加。

(※ 1) *印は日曜・祝日を除く日
(※ 2) 別送品輸出申告を含む。また、添付ファイル管理も併せて延長する。
(※ 3) 移出輸入申告、輸入申告（沖縄特免制度）及び機用品蔵入承認を含む。また、共通管理番号輸入申告明細及び添付ファイル管理も併せて延長する。

IX 詳細仕様検討結果

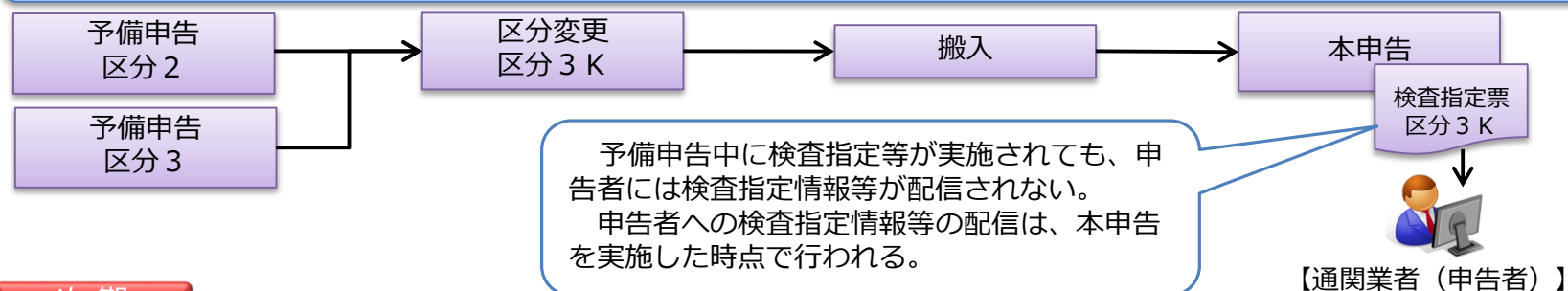
通関	航空 海上	第17回 WG	基本 IV-13	輸入予備申告における検査指定情報等の出力
----	----------	------------	-------------	----------------------

- ・輸入の予備申告中であっても検査指定等が実施された時点で、申告者へ検査指定情報等を配信することを可能とする。

詳細仕様検討結果

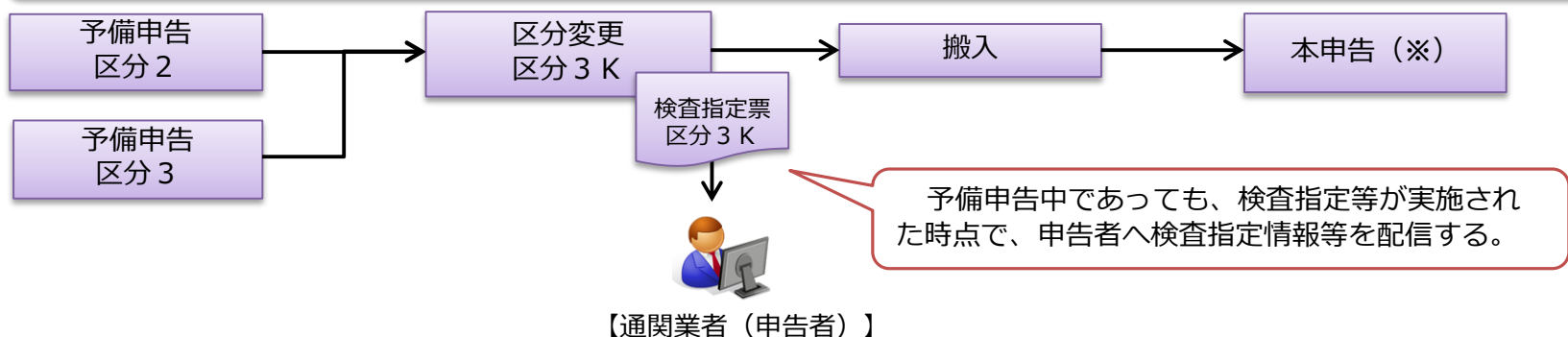
現行

輸入の予備申告中に検査指定等が実施されても、申告者には検査指定情報等が配信されない。申告者への検査指定情報等の配信は、本申告を実施した時点で行われる。



次期

輸入の予備申告中であっても、検査指定等が実施された時点で、申告者へ検査指定情報等を配信する。



※ 通関予定蔵置場には、現行どおり本申告時に検査指定情報等が配信される。

IX 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第12回 WG	基本 IV-6-他	通関書類の添付対象手続きの見直し
----	----------	------------	--------------	------------------

- 通関書類の「申告添付登録（MSX）」業務について、対象申告等の見直しを実施する。

詳細仕様検討結果

1. 第6次NACCSにおけるMSX業務の追加対象手続

項番	第6次NACCSで追加となる対象申告・申請手続き	
1	輸入	修正申告（AMC）
2		関税等更正請求（KKC）
3		一括特例申告（TKC）
4	輸出	輸出取止め再輸入申告（EEC） ※ 第6次NACCSで新規追加

2. 参考（現在のMSX業務の対象手続）

項番	現行対象申告・申請手続き（輸入）	項番	現行対象申告・申請手続き（輸出）
1	輸入申告（IDC／SWC）	1	輸出申告（EDC）
2	輸入マニフェスト通関申告（MIC）	2	輸出許可内容変更申請（EAC）
3	石油製品等移出（総保出）輸入申告（MWC）	3	輸出マニフェスト通関申告（MEC）
4	機用品蔵入承認申請（CTC）	4	輸出マニフェスト通関申告許可内容変更申請（MAF）
5	本船・ふ中扱い承認申請（輸入）（HFC）	5	本船・ふ中扱い承認申請（輸出）（HFC）
		6	別送品輸出申告（UEC）
		7	別送品輸出許可内容変更申請（UAC）

IX 詳細仕様検討結果

共通	航空 海上	第16回 WG	基本 Ⅲ-6	汎用的な添付業務の仕組みの提供（１）
----	----------	------------	-----------	--------------------

- 第6次NACCSにおいては、現行の添付ファイルの仕組みを見直し、個別業務対応から汎用的に利用可能な仕組みに変更する。

詳細仕様検討結果

関係省庁（厚生労働省検疫所（食品）、農林水産省動物検疫所、同植物防疫所）に対する届出・申請に際して提出が求められる関係書類を電子的に提出可能とするため、汎用的な添付業務として「通関係関連省庁添付登録（MSF）」業務を新設する。

【業務名】

- MSF01：通関係関連省庁添付登録（検疫所（食品））
- MSF02：通関係関連省庁添付登録（動物検疫所、植物防疫所）

【業務概要】

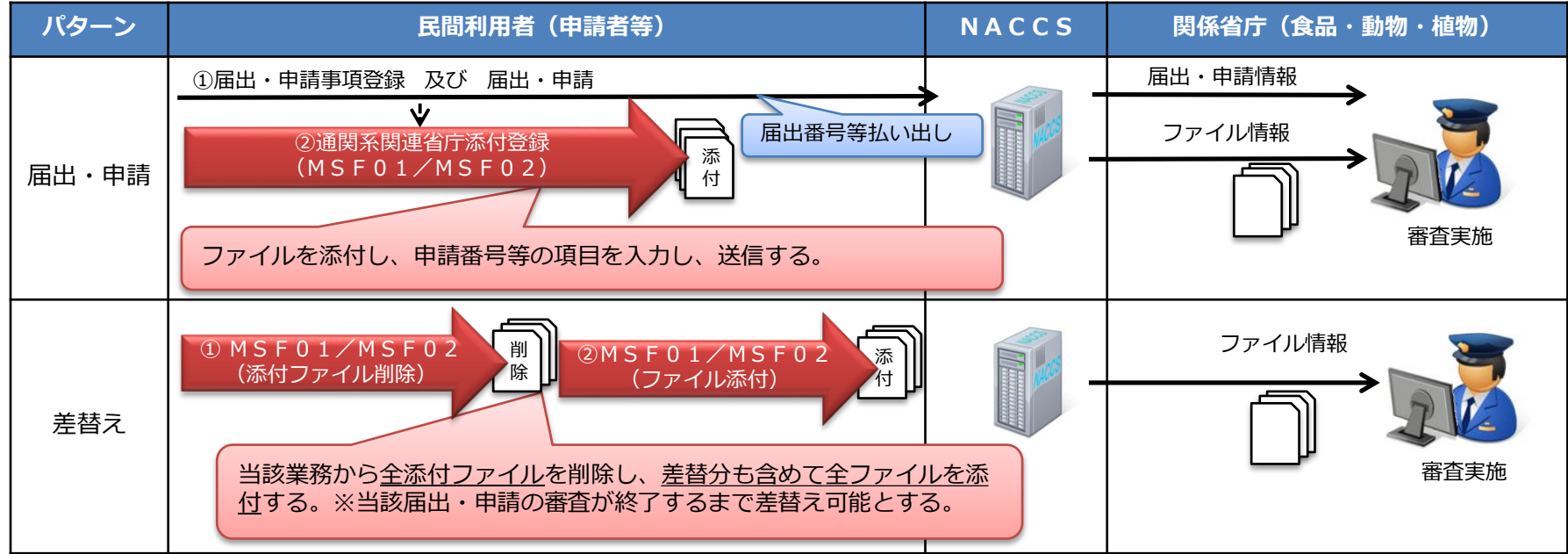
- 関係省庁向けの届出・申請事項登録業務実施後に、当該届出・申請に係る添付ファイルを送付する。
- 本業務で送付した添付ファイルを変更する場合は、本業務で変更ファイルを含む全添付ファイルを削除後、全ファイルを再度添付する。

▶ 添付対象となる届出・申請事項登録業務

項番	業務コード	対象業務	添付業務コード	備考
1	I F A	食品等輸入届出事項登録	MSF01	輸入食品監視支援関連業務
2	I L A	輸入畜産物検査申請事項登録	MSF02	動物検疫関連業務
3	E M A	輸出畜産物検査申請事項登録		
4	I O A	輸入動物検査申請事項登録		
5	E O A	輸出動物検査申請事項登録		
6	I Q A	輸入犬等検査申請事項登録		
7	I Q A 0 1	輸入犬等検査申請事項登録（試験研究用）		
8	E Q A	輸出犬等検査申請事項登録	MSF02	植物検疫関連業務
9	I P A	輸入植物検査申請事項登録		
10	E P A	輸出植物検査申請事項登録	MSF01／MSF02	
11	S W A	シングルウィンドウ輸入申告事項登録		

詳細仕様検討結果

・ファイル添付業務の運用イメージ



➤ 添付ファイル等の仕様

最大添付可能ファイル数	10※
1 業務当たりの最大添付ファイルサイズ	5 MB※
添付ファイルの差替え	添付ファイル削除後、全て再添付
届出・申請事項登録時の入力	なし
届出・申請情報等とのリンク	あり
届出・申請の変更時（申告等番号の末尾が繰り上がった場合）の引継ぎ	あり

※なお、MSF02（動物検疫所）の添付可能ファイル数および添付ファイルサイズの最大値は実施業務による。

IX 詳細仕様検討結果

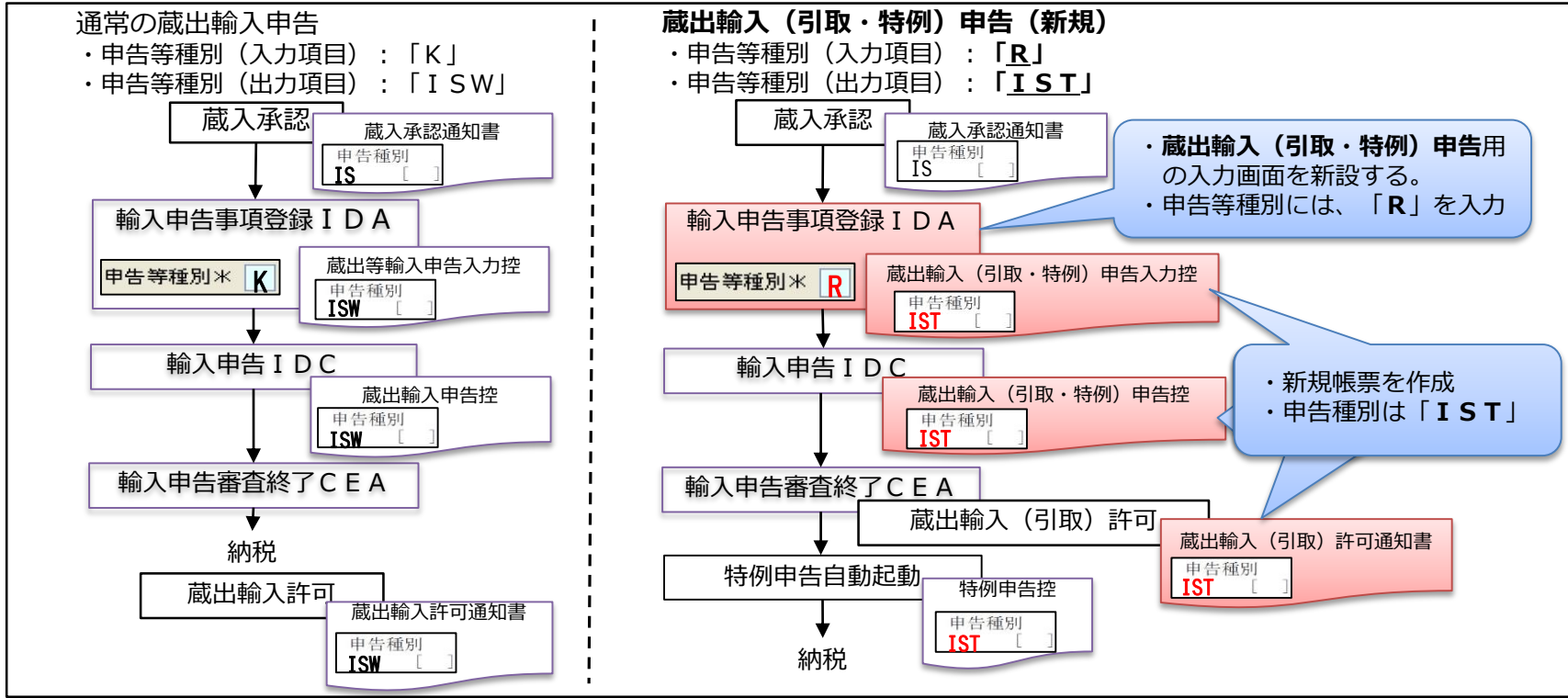
通関	航空 海上	第15回 WG	基本 IV-6-他	蔵出輸入申告におけるAEO対応機能の新設
----	----------	------------	--------------	----------------------

- 蔵出輸入申告（申告納税）において、特例輸入申告制度に対応した機能を追加する。

詳細仕様検討結果

蔵出輸入申告の際に、特例輸入申告制度が適用可能となるよう、「輸入申告事項登録（IDA）」業務及び「輸入申告変更事項登録（IDA01）」業務において、以下の申告等種別を追加する。

種別コード（入力）	種別コード（出力）	種別名称	種別概要
R	IST	蔵出輸入（引取・特例）申告	蔵出輸入（引取）許可で特例申告を自動起動



通関	航空 海上	第15回 WG	基本 IV-6-他	「輸出申告事項登録（EDA）」業務における大額・少額種別の入力の簡素化
----	----------	------------	--------------	-------------------------------------

- ・ 輸出申告事項登録の展開画面において、「大額・少額識別」の入力を自動補完により省略する。

詳細仕様検討結果

「輸出申告事項登録（EDA）」業務の展開画面において、業務コード入力画面で選択した種別（画面コード）に基づき「大額・少額識別」を自動で補完する仕様に変更する。

変更イメージ

< 業務コード入力画面 >

< 輸出申告事項登録画面 >

業務コード入力

業務コード EDA

種別

- SEL (輸出・特定委託・特定製造・積戻し／大額)
- SEL (輸出・特定委託・特定製造・積戻し／大額)
- STL (特定輸出申告／大額)
- SQL (展示等積戻し申告／大額)
- SES (輸出・特定委託・特定製造・積戻し／少額)
- STS (特定輸出申告／少額)
- SGS (展示等積戻し申告／少額)
- AEL (輸出・特定委託・特定製造・積戻し／大額)
- ATL (特定輸出申告／大額)
- AGL (展示等積戻し申告／大額)
- AES (輸出・特定委託・特定製造・積戻し／少額)
- ATS (特定輸出申告／少額)
- AGS (展示等積戻し申告／少額)

SEL等大額の種別（画面コード）を選択した場合は自動的に「L」が補完される。

共通部 繰返部

大額・少額識別＊ L

EDA.SES 輸出申告事項登録（輸出・積戻し申告／小額）

ファイル(E) 表示(V)

大額・少額識別＊ S 申告等種別＊ 申告先程

SES等少額の種別（画面コード）を選択した場合は自動的に「S」が補完される。

IX 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第15回 WG	基本 IV-6-他	輸出申告（少額）におけるHS品目コードの入力可能化
----	----------	------------	--------------	---------------------------

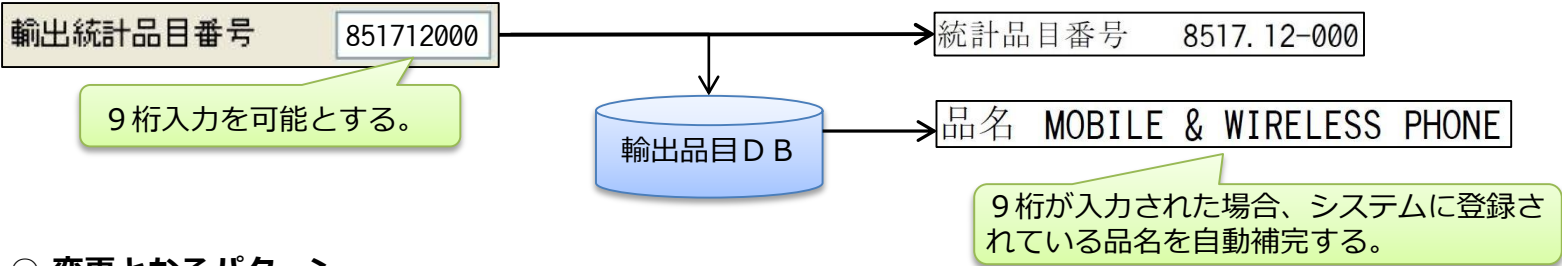
- 「輸出申告事項登録（EDA）」業務の少額申告（及び展示等積戻し申告）において、HSコード9桁を入力することにより品名の自動補完（大額申告と同様）を可能とする。

詳細仕様検討結果

少額申告等においても大額申告と同様に、輸出統計品目番号9桁での入力を可能とし、9桁で入力された場合は、システムに登録されている品名を自動補完する（先頭4桁で入力された場合は、現行と同様に品名を必須入力とする）。

【入力イメージ】

【出力イメージ】



○ 変更となるパターン

申告種別	大額 少額	現 行		次 期	
		輸出統計品目番号	品 名	輸出統計品目番号	品 名
E：輸出申告 R：積戻し申告 N：特定委託輸出申告 M：特定製造貨物輸出申告 T：特定輸出申告	大額	9桁入力	任意入力 (自動補完)	9桁入力	任意入力（自動補完）
	少額	4桁入力	必須入力	4桁入力	必須入力
				9桁入力	任意入力（自動補完）
	G：展示等積戻し申告	大額	4桁入力	4桁入力	必須入力
				9桁入力	任意入力（自動補完）
	少額	4桁入力	必須入力	4桁入力	必須入力
				9桁入力	任意入力（自動補完）

IX 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第15回 第19回	WG	基本 IV-6-他	「輸入申告事項登録（IDA）」業務の改善 1. 包括保険等の期限管理（1）
----	----------	--------------	----	--------------	--

・ 担保、包括保険及び包括評価について、IDA業務の「申告等予定年月日」欄に入力がある場合は、当該年月日で有効可能期間・期限のチェックを行う仕様に変更する等、IDA業務における包括保険等の期限管理の見直しを実施する。

詳細仕様検討結果

1. 担保、包括保険及び包括評価について、「輸入申告事項登録（IDA）」業務の「申告等予定年月日」欄に入力がある場合は、当該年月日で有効可能期間・期限のチェックを行う仕様に変更する。
2. 担保、包括保険及び包括評価申告について、「輸入申告事項登録（IDA）」業務の実施日が有効期限終了の2週間前から、適用終了間近である旨の注意喚起メッセージを出力する仕様に変更する。
3. 上記変更の対象となる業務は以下のとおり。

・ 「輸入申告事項登録（IDA）」業務

・ 「輸入申告（IDC）」業務

・ 「シングルウィンドウ輸入申告事項登録（SWA）」業務

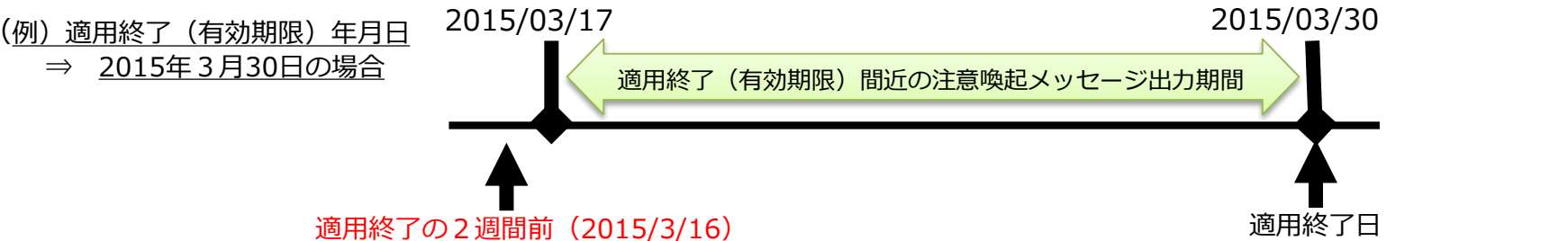
・ 「シングルウィンドウ輸入申告（SWC）」業務

・ 「輸入申告変更事項登録（IDA01）」業務
1. 「申告等予定年月日」が担保引落とし可能期間、包括保険及び包括評価の有効期限内である場合は、輸入申告事項登録業務及び予備申告業務を実施可能とする。
-
- ※ 通常申告又は本申告時には、現行の仕様どおり業務実施日でチェックを行う。
- 144
- 人・物・国をつなぐ NACCS

通関	航空 海上	第15回 第19回	WG	基本 IV-6-他	「輸入申告事項登録（I D A）」業務の改善 1. 包括保険等の期限管理（2）
----	----------	--------------	----	--------------	--

詳細仕様検討結果

2. 担保、包括保険及び包括評価について、輸入申告事項登録を実施した日が適用終了（有効期限）年月日の2週間前を過ぎている場合は、注意喚起メッセージを出力する。



適用終了（有効期限）間近の注意喚起メッセージ出力期間中に I D A 業務を実施した場合、以下の注意喚起メッセージを登録結果情報である I D C 業務「輸入申告入力控情報」に出力する。なお、包括保険・包括評価とも同様の形式の注意喚起メッセージを出力する。

業務メッセージ			
コード	内容	処置	項目ID
COMPLETE			
W0018	入力された包括評価申告受理番号の有効期限が2週間を過ぎている。	包括評価申告受理番号を確認する。	0000

(注意喚起メッセージ出力時の I D C 輸入申告入力控イメージ)

業務メッセージ

コード	内容	処置	項目ID
COMPLETE			
W0018	入力された包括評価申告受理番号の有効期限が2週間を過ぎている。	包括評価申告受理番号を確認する。	0000

通関	航空 海上	第19回 WG	基本 IV-6-他	「輸入申告事項登録（I D A）」業務の改善 2. 担保残高チェック
----	----------	------------	--------------	---------------------------------------

- ・ I D A 業務において、担保登録番号が入力された場合は、担保残高をチェックし、残高不足の場合は注意喚起メッセージを出力する。

詳細仕様検討結果

(注意喚起メッセージ出力時のイメージ)

輸入申告事項登録を実施した場合、輸入申告入力控情報の「業務メッセージ」に残高不足である旨の注意喚起メッセージを出力する。

コード	内容	処置	項目ID
COMPLET			
W0025	入力された担保登録番号の担保残高が不足している。	①担保を積み増す。②担保登録番号を変更する。	0000

業務メッセージ

コード	内容	処置	項目ID
COMPLET			
W0025	入力された担保登録番号の担保残高が不足している。	①担保を積み増す。②担保登録番号を変更する。	0000

IDC 輸入申告入力控

ファイル(E) 編集(E) 表示(V) 業務(J) オプション(O)

システム識別
海上

入力情報特定番号

添付ファイル
ファイル名 サイズ

入力項目ガイド
(1)通常申告以外の場合に入力
(2)貨物到着前輸入申告扱いの場合は、「K」のみ入力可
(3)申告等種別により入力可能な申告条件コードについては、(本文)1.
業務概要を参照
T:予備申告(本申告手動起動)
K:予備申告/SCAC-NACCS・貨物税3.申告自動起動/ALC-NACCS

業務メッセージ

コード	内容	処置	項目ID
COMPLET			
W0025	入力された担保登録番号の担保残高が不足している。	①担保を積み増す。②担保登録番号を変更する。	0000

業務固有情報
11001849230
MOLU-BIB0925001

共通部 輸送部

代表税番 申告種別 区分 あて先税関 部門 事項登録日 特例あて先税関 特例部門 申告番号
3583 L IC [] SHIBaura 02 2015/09/25 110 0184 9230

申告条件 申告予定年月日 2015/09/25 本申告

輸入者 P0012345-0000 B. D. M. SERVICE, LTD.
住所 6650842 HYOGO KEN ADDRESS LINE 1
ADDRESS LINE 2
ADDRESS LINE 3

電話 01234567890

輸入取引者
仕出人 SIDASININEI
住所 JYUSYO

輸出の受託者

代理人 1AACC 1AACC NAME

B/L 1 MOLU-BIB0925001A 貨物個数 100 CT 保税地域 1A022 SCY-AZUMA2
2 MOLU-BIB0925001B 貨物重量 100.000 KGM 輸入等先
3 コンテナ本数 本 最初輸入年月日 / /
4 一括申告 L 貿易形態別符号 調査用符号
5 記号番号 KIG01

(MOLU-BIB0925001)

船卸港 JPTYO TOKYO - TOKYO
積出地 USLAX LOS ANGELES - CA
積載船舶 ELMALU999
FUNE

入港年月日 2015/09/25

貿易管理令 輸入承認証 仕入番号 A -
他法令 仕入者(電子)
共通管理番号 仕入者価格 A - CIF - JPY - 1,000

IX 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第14回 WG	基本 IV-6-他	「担保照会（IAS）」業務の改善 1. 繰り返し入力の可能性
----	----------	------------	--------------	-----------------------------------

- ・ 1回1回業務画面に戻って送信するのではなく、照会結果画面からそのまま次に照会する 担保登録番号 及び 担保提供者コードの入力を可能とし、繰り返しによる照会ができるように変更する。

詳細仕様検討結果

（ I A S 入力画面）

1

担保登録番号と担保提供者コードを入力する。

担保登録番号* TAP000001

担保提供者 P005A5550000

（ I A S 照会結果画面）

2

次担保登録番号* []

次担保提供者 []

(新規追加入力項目)
照会結果画面に、続けて担保照会
可能とするため「次担保登録番号」及び
「次担保提供者」項目を追加する。

（ I A S 照会結果画面）

4

次担保登録番号* []

次担保提供者 []

（ I A S 照会結果画面）

3

次担保登録番号* []

次担保提供者 []

続けて照会したい「担保登録番号」と「担保提供者コード」を入力することにより、繰り返しでの照会が可能。

IX 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第19回 WG	基本 IV-6-他	「担保照会（IAS）」業務の改善 2. 担保一覧照会機能の追加
----	----------	------------	--------------	------------------------------------

- ・ 輸入者が照会する場合は、輸入者コードと一致するすべての担保を照会可能とする「担保一覧照会（IAS01）」業務を新設する。（入力者は、照会をかける担保と紐づく輸出入者コードを保持する輸出入者に限定する。）

詳細仕様検討結果

① 入力画面

IAS01 担保一覧照会
ファイル(F) 表示(V)

担保提供者コード*

「担保提供者コード」欄に
入力者の輸入者コードを入力する。



	出力項目名	説明
1	担保提供者コード	担保提供者コードを出力
2	担保提供者名	担保提供者名を出力
3	担保登録番号	担保登録番号を出力
4	担保登録税関官署	初期登録税関官署を出力
5	担保種別コード	担保種別コードを出力 K：個別担保 S：据置担保（官署別） P：据置担保（一括）
6	当初登録年月日	当初作成年月日を出力
7	担保提供原因コード	担保提供原因コードを出力
8	担保提供金額	担保提供金額を出力
9	納期限延長等担保提供金額	納期限延長等担保提供金額を出力
10	担保引落とし残高	担保引落とし残高を出力
11	保全担保（引取用）提供額	保全担保（引取用）提供額を出力
12	担保提供命令額	担保提供命令額を出力
13	引落とし開始年月日	引落とし開始年月日を出力
14	引落とし終了年月日	引落とし終了年月日を出力

② 照会結果画面

担保一覧照会情報
ファイル(F) 表示(V)

担保提供者コード
担保提供者名
1 / 34

通番	担保登録番号	官署	種別	登録年月日	担保提供原因
☐					
担保提供金額		納期限延長等担保	担保引落とし残高	保全担保（引取用）	担保提供命令額

通番	担保登録番号	官署	種別	登録年月日	担保提供原因
☐					
担保提供金額		納期限延長等担保	担保引落とし残高	保全担保（引取用）	担保提供命令額

通番	担保登録番号	官署	種別	登録年月日	担保提供原因
☐					
担保提供金額		納期限延長等担保	担保引落とし残高	保全担保（引取用）	担保提供命令額

通番	担保登録番号	官署	種別	登録年月日	担保提供原因
☐					
担保提供金額		納期限延長等担保	担保引落とし残高	保全担保（引取用）	担保提供命令額

通番	担保登録番号	官署	種別	登録年月日	担保提供原因
☐					
担保提供金額		納期限延長等担保	担保引落とし残高	保全担保（引取用）	担保提供命令額

照会結果
(出力項目は左表を参照)

通関	航空 海上	第14回 WG	基本 IV-6-他	「為替レート照会（I E R）」業務の改善
----	----------	------------	--------------	-----------------------

- ・ 1回1回業務画面に戻って送信するのではなく、照会結果画面からそのまま次に照会したい為替コードの入力を可能とし、繰返しによる照会ができるように変更する。

詳細仕様検討結果

(I E R 入力画面)

1

為替レート照会

ファイル(F) 編集(E) 表示(V) 業務(J) オプション(O)

システム識別
海上

入力情報特定番号

添付ファイル
ファイル名 サイズ

通貨コード* USD

通貨コードを入力する。

(I E R 照会結果画面)

2

為替レート照会情報

ファイル(F) 編集(E) 表示(V) 業務(J) オプション(O)

システム識別
海上

入力情報特定番号

添付ファイル
ファイル名 サイズ

通貨コード USD

邦貨換算率
基本数値

USD 換算率
基本数値

輸出入貿易管理令上の円表示金額

次通貨コード*

(新規追加入力項目)
照会結果画面に、続けて為替
レート照会を可能とするため
「次通貨コード」を追加する。

(I E R 照会結果画面)

4

為替レート照会情報

ファイル(F) 編集(E) 表示(V) 業務(J) オプション(O)

システム識別
海上

入力情報特定番号

添付ファイル
ファイル名 サイズ

通貨コード EUR

邦貨換算率
基本数値

USD 換算率
基本数値

輸出入貿易管理令上の円表示金額

次通貨コード*

(I E R 照会結果画面)

3

為替レート照会情報

ファイル(F) 編集(E) 表示(V) 業務(J) オプション(O)

システム識別
海上

入力情報特定番号

添付ファイル
ファイル名 サイズ

通貨コード USD

邦貨換算率
基本数値

USD 換算率
基本数値

輸出入貿易管理令上の円表示金額

次通貨コード* EUR

続けて照会したい「為替レート」
を入力することにより、繰返しで
の照会が可能となる。

IX 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第14回 WG	基本 IV-6-他	口座使用明細書の出力内容の見直し
----	----------	------------	--------------	------------------

- ・ 口座使用明細データ（出力情報コード：C B F 7 6 2）における「AWB 番号／社内整理用番号」欄の出力内容について見直しを実施する。

詳細仕様検討結果

1. 「AWB 番号／社内整理用番号」欄を、「AWB 番号」欄と「社内整理用番号」欄に分割して出力するように変更する。
2. 航空については、「AWB 番号」欄に AWB 番号、「社内整理用番号」欄に社内整理用番号を出力するように変更する。
3. 海上については、「AWB 番号」欄はスペース、「社内整理用番号」欄に社内整理用番号を出力するように変更する。
4. 「修正申告事項登録（AMA）」業務で入力された社内整理用番号を「社内整理用番号」欄に出力するように変更する。

口座使用明細フォーマットイメージ（次期）

	A	B	C	D	E	F
1	(出力共通項目)					
2	99999999	X				
3	口座使用明細データ(営業所別集計表)					
4	口座番号	XXXXXXXXXXXX	NNNNNNNNNNNNNN			
5						
6	申告者コード	輸入申告者の番号	AWB番号	社内整理用番号	納税義務者コード	納税義務者名
7	XXXXX	XXXXXXXXXX1X	XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXXX	XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2	XXXXXXXXXX1XX	XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXXXXXXXX4XXXXXXXXXX5XXXXXXXXXX6XXXXXXXXXX7
8	XXXXX	XXXXXXXXXX1X	XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXXX	XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2	XXXXXXXXXX1XX	XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXXXXXXXX4XXXXXXXXXX5XXXXXXXXXX6XXXXXXXXXX7
9	XXXXX	XXXXXXXXXX1X	XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXXX	XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2	XXXXXXXXXX1XX	XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXXXXXXXX4XXXXXXXXXX5XXXXXXXXXX6XXXXXXXXXX7
10	※引落とし数分繰り返す					
11						
12	XXXXX	XXXXXXXXXX1X	XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXXX	XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2	XXXXXXXXXX1XX	XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXXXXXXXX4XXXXXXXXXX5XXXXXXXXXX6XXXXXXXXXX7
13	XXXXX	XXXXXXXXXX1X	XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXXX	XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2	XXXXXXXXXX1XX	XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXXXXXXXX4XXXXXXXXXX5XXXXXXXXXX6XXXXXXXXXX7
14	XXXXX	XXXXXXXXXX1X	XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXXX	XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2	XXXXXXXXXX1XX	XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXXXXXXXX4XXXXXXXXXX5XXXXXXXXXX6XXXXXXXXXX7
15	NN					
16	申告件数計	納付件数計	引落とし税額計			
17	22229	22229	2222222212229			
18	要入科目合計	要入科目毎納付件数合計	引落とし税額合計			
19	X	22229	2222222212229			
20	X	22229	2222222212229			

IX 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第14回 WG	基本 IV-6-他	リアルタイム口座振替完了通知の改善（1）
----	----------	------------	--------------	----------------------

- ・ リアルタイム口座振替完了通知の出力項目に「記事（荷主）」欄等を追加する。

詳細仕様検討結果

1. I D A業務等において入力される「記事（荷主）」欄、「B／L 番号／AWB」欄、「荷主リファレンスナンバー」欄及び「荷主セクションコード」欄を、リアルタイム口座振替完了通知に出力するように変更する。
- ただし、特例申告については、特定日後の特例申告の場合のみ出力対象とする（理由：特定日前の特例申告については、特定日に一括納付されることから、各申告毎のリアルタイム口座振替完了通知が存在しないため。）。
2. 追加される「記事」欄の出力対象となる事項登録業務及びその対象の入力欄は、下表のとおりとする。

業務コード	業 務 名	対象入力欄	特記事項
I D A	輸入申告事項登録	記事（荷主）	特定日前の特例申告は除く
I D A 0 1	輸入申告変更事項登録	記事（荷主）	特定日前の特例申告は除く
M W A	石油製品等移出し（総保出）輸入申告事項登録	記事（荷主）	
M W A 0 1	石油製品等移出し（総保出）輸入申告変更事項登録	記事（荷主）	
O T A	輸入申告事項登録（沖縄特免制度）	記事（その他）	
S W A	シングルウィンドウ輸入申告事項登録	記事（荷主）	特定日前の特例申告は除く
T K A 0 1	一括特例申告事項登録	記事（荷主）	特定日前の特例申告は除く

通関	航空 海上	第14回 WG	基本 IV-6-他	リアルタイム口座振替完了通知の改善（2）
----	----------	------------	--------------	----------------------

詳細仕様検討結果

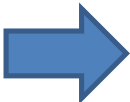
3. 出カイメージ（記事欄、B／L 番号／AWB 欄、荷主セクションコード欄及び荷主Ref No.欄の反映イメージ）

IDA.AID 輸入申告事項登録 (輸入申告)

ファイル(F) 表示(V)

共通部 輸送部

大関/少関* ☐ 申告等種別* ☐ 申告先種別 ☐ 貨物種別 ☐ 申告番号
あて先官署 ☐ あて先部門 ☐ 識別符号*
申告等予定年月日
輸入者
住所
電話
税関事務管理人
設置場所* ☐ 申告等予定者
輸入取引者
仕出人
住所
検査立会者
AWB* 個 貨物重量 (クロス) MAWB
貨物個数
積載機名 入港年月日
取卸港 積出地 貿易形態別符号
戻税申告 ☐ 貿易管理令 ☐ 輸入承認証 ☐ 内容点検結果 ☐ 調査用符号 ☐
他法令 ☐ ☐ ☐ 共通管理番号 食品 ☐ 植防 ☐ 動検 ☐
輸入承認証等1 2 3
4 5 6
7 8 9
10
仕入書照別* ☐ 電子仕入書受付番号 仕入書番号
仕入書価格
運賃 保険
評価 ☐ 包括評価番号1 2 3
補正 ☐
事前教示 (評価) 1 2
BPR係数合計 搬入予定
納期限延長 ☐ BP申請事由 ☐ 納付方法 ☐ 口座番号 担保番号
記事 (税関)
記事 (通関)
記事 (荷主)
荷主セクションコード 荷主Ref No.
社内整理番号



リアルタイム口座振替完了通知

輸入申告番号等 XXXXXXXXXX1E
受入科目名 JJJJJJJJJJJJJJJJJJJ2JE
口座名義人コード XXXXXXXXXX1XXXXXE
口座名義人名 XXXXXXXXXX1XXXXXXX2XXXXXXX3XXXXX
XXXX4XXXXXXX5XXXXXXX6XXXXXXX
納付年月日 yyyy/MM/dd
納付金額合計 ¥12,345,678,901
(本税納付金額 ¥12,345,678,901 延滞税納付金額 ¥12,345,678,901)
税関官署名 JJJJJJJJE JJJJJJJJJJE
代理人コード XXXXE
代理人氏名 XXXXXXXXXX1XXXXXXX2XXXXXXX3XXXXXXX4XXXXXXX
納税義務者コード XXXXXXXXXX1XXXXXE
納税義務者名 XXXXXXXXXX1XXXXXXX2XXXXXXX3XXXXX
XXXX4XXXXXXX5XXXXXXX6XXXXXXX
記事 JJJJJJJJJJJJJJJJJJJ2JJJJJJJJJJJJJJJJJJJJ
JJ
B/L番号/AWB番号 XXXXXXXXXX1XXXXXXX2XXXXXXX3XXXXE
荷主セクションコード XXXXXXXXXX1XXXXXXX
荷主Ref No. XXXXXXXXXX1XXXXXXX2XXXXXXX3XXXXE

出力項目として「記事」欄、「B/L番号/AWB番号」欄、「荷主セクションコード」欄、「荷主Ref No.」欄を新規追加する。

IX 詳細仕様検討結果

共通	海上	第14回WG	基本IV-6-他	「貨物情報照会（ICG）」業務の改善（1）
----	----	--------	----------	-----------------------

- ・ ICG業務による照会時、現行は概要情報（SMR）がデフォルトで展開されるが、全体情報（TTL）を利用する頻度が高いことから、全体情報（TTL）をデフォルトに変更する。

詳細仕様検討結果

ICG業務において指定情報をスペースとした場合、全体情報（TTL）をデフォルトとし、入力画面上も全体情報（TTL）が指定情報の先頭になるよう配置の変更を行う。業務実施時にエラーとなった場合は、一律TTL：全体情報（SAL026）を出力するよう変更する。また、自動リンク機能を利用したICG業務についても、指定情報「TTL：全体情報」が展開されるよう変更する。

現 行

「貨物情報照会（ICG）」業務において指定情報をスペースとすると「**SMR：概要情報**」が展開される。



次 期

ICG業務において指定情報をスペースとした場合、「**TTL：全体情報**」を展開するように変更する。

現行

貨物管理番号*

指定情報

(指定情報)

SMR：概要情報	PRM：保税運送申告等税関手続情報
TTL：全体情報	VAN：コンテナ貨物情報
CON：貨物状況情報	DPR：船積情報
SHP：荷送受人情報	RSH：積戻し貨物到着時情報
ENT：搬入予定情報	ARR：船卸情報
BND，XXXXX	DMG：事故情報
：出入庫管理情報	HAN：搬入時申告情報
TRN：搬出入情報	FTM：フリータイム情報
DIT：輸出入申告関連情報	RPK：船卸状況情報
OLT：保税運送関連情報	ACT：請求情報
DCL：輸出入許可情報	AMR：出港前報告情報

次期

貨物管理番号*

指定情報

(指定情報)

TTL：全体情報	PRM：保税運送申告等税関手続情報
SMR：概要情報	VAN：コンテナ貨物情報
CON：貨物状況情報	DPR：船積情報
SHP：荷送受人情報	RSH：積戻し貨物到着時情報
ENT：搬入予定情報	ARR：船卸情報
BND，XXXXX	DMG：事故情報
：出入庫管理情報	HAN：搬入時申告情報
TRN：搬出入情報	FTM：フリータイム情報
DIT：輸出入申告関連情報	RPK：船卸状況情報
OLT：保税運送関連情報	ACT：請求情報
DCL：輸出入許可情報	AMR：出港前報告情報

詳細仕様検討結果

※ 自動リンク機能の変更
業務リンク機能とは、照会業務画面上の貨物管理番号や申告番号・コンテナ番号等から、他の照会業務を自動起動することを可能とする機能である（業務リンク可能な番号は文字色が紫色で表示されている。）。

①

右クリック

例：保税運送申告照会（IOL）業務画面

1 貨物管理番号 SALA201501271452

品名 FURNITURES

記号番号 MADE IN CHINA

品目番号

船舶

入港日 2015/02/01

輸入者

他法令1 2

個数 51 - PP

発送地リマークコード 1

記事 2

2 貨物管理番号

品名

記号番号

品目番号

原産地

積出地

元に戻す(U) Ctrl+Z

切り取り(T) Ctrl+X

コピー(C) Ctrl+C

貼り付け(P) Ctrl+V

行コピー(K)

行貼り付け(H)

行挿入(I)

行削除(R)

画面クリア(D)

全チェックボックスをチェックする(O)

全チェックボックスのチェックを解除する(N)

フィールド属性表示(F)

業務リンク(L)

ICG (貨物情報照会) 貨物管理番号1

ICG (貨物情報照会) 貨物管理番号2

ICG (貨物情報照会) 貨物管理番号3

ICG (貨物情報照会) 貨物管理番号4

ICG (貨物情報照会) 貨物管理番号5

ICN (コンテナ情報照会)

ICG業務を指定

現行では下図のとおり「SMR：概要情報」が展開されるが、次期では「TTL：全体情報」に変更する。

②

ICG 業務画面

貨物管理番号米 SALA201501271452

指定情報

(指定情報)

SMR：概要情報

TTL：全体情報

CON：貨物状況情報

SHR：荷役手続情報

PRM：保税運送申告等税関手続情報

VAN：コンテナ貨物情報

DPR：船積情報

PSH：積戻し貨物到着時情報

R：船卸情報

G：事故情報

N：搬入時申告情報

M：フリータイム情報

K：船卸状況情報

T：請求情報

R：出港前報告情報

通信

送受信中...

ICG

キャンセル

③

ICG業務 SMR：概要情報画面

(概要情報)

貨物管理番号 SALA201501271452

次貨物管理番号

貨物状況 END 荷渡可能表示 荷受形態 荷渡形態 運送形態 C

搬入種別 N 通関種別 事故確認表示 事故

品名 FURNITURES

記号番号 MADE IN CHINA

総個数 51 - PP 総重量 2400.000 - KGM 申告予定者

危険貨物 プッキング番号 社内整理番号

船舶

入港日 2015/02/01 船卸港 JPTYO 出港予定日 / / 船積港 CNSHA

積置場所 1 2 3 4 5

申告種別 申告番号 許可年月日 / /

税関手続種別 OLI 許可承認番号 15000112400 許可承認日 2015/

コンテナ数 1 コンテナ番号 SLLU12345 状況表示 B 到着地 1HB01

船会社 DALD 船舶代理店 貨物情報登録者 通関業

自動起動

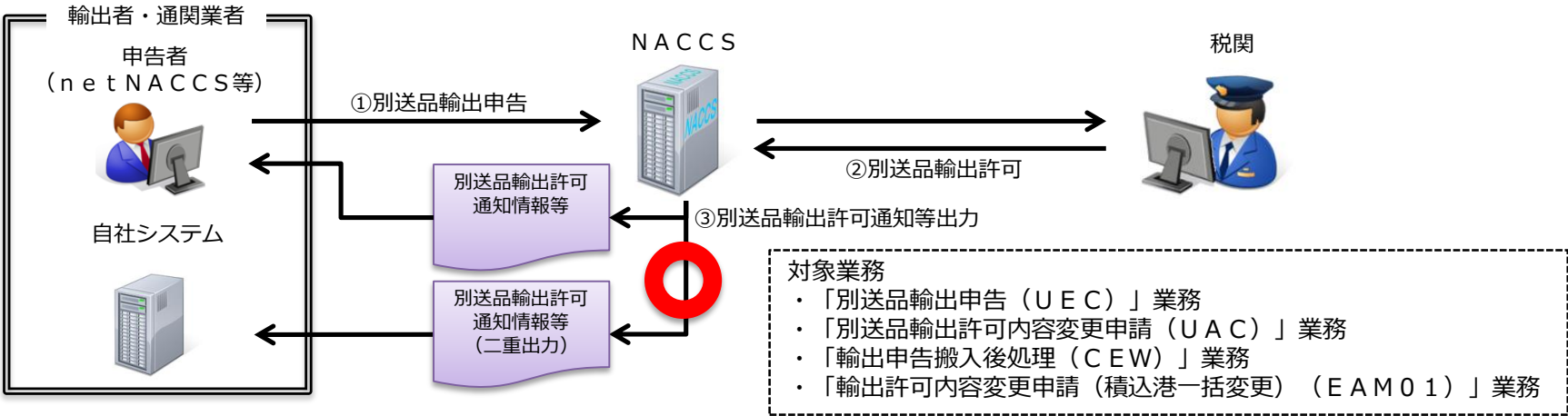
展開

通関	航空 海上	第15回 WG	基本 IV-6-他	別送品輸出許可通知情報等の二重出力の可能性
----	----------	------------	--------------	-----------------------

- ・ 別送品輸出許可通知情報等についても、二重出力用の出力情報コードを追加する。

詳細仕様検討結果

二重出力用の出力情報コードを設定し、申告者の自社システム宛への出力を可能とする。



出力情報	海 上		航 空	
	出力情報コード (既存)	二重出力用出力 情報コード	出力情報コード (既存)	二重出力用出力 情報コード
別送品輸出許可通知情報（簡易）	SAE1KF	SA <u>Y</u> 1KF	AAE1KF	AA <u>Y</u> 1KF
別送品輸出許可通知情報（書類・検査）	SAE2KF	SA <u>Y</u> 2KF	AAE2KF	AA <u>Y</u> 2KF
別送品輸出許可内容変更通知情報（簡易）	SAE461	SA <u>Y</u> 461	AAE461	AA <u>Y</u> 461
別送品輸出許可内容変更通知情報（書類・検査）	SAE462	SA <u>Y</u> 462	AAE462	AA <u>Y</u> 462

IX 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第15回 WG	基本 IV-6-他	輸入許可データ配信先の見直し（1）
----	----------	------------	--------------	-------------------

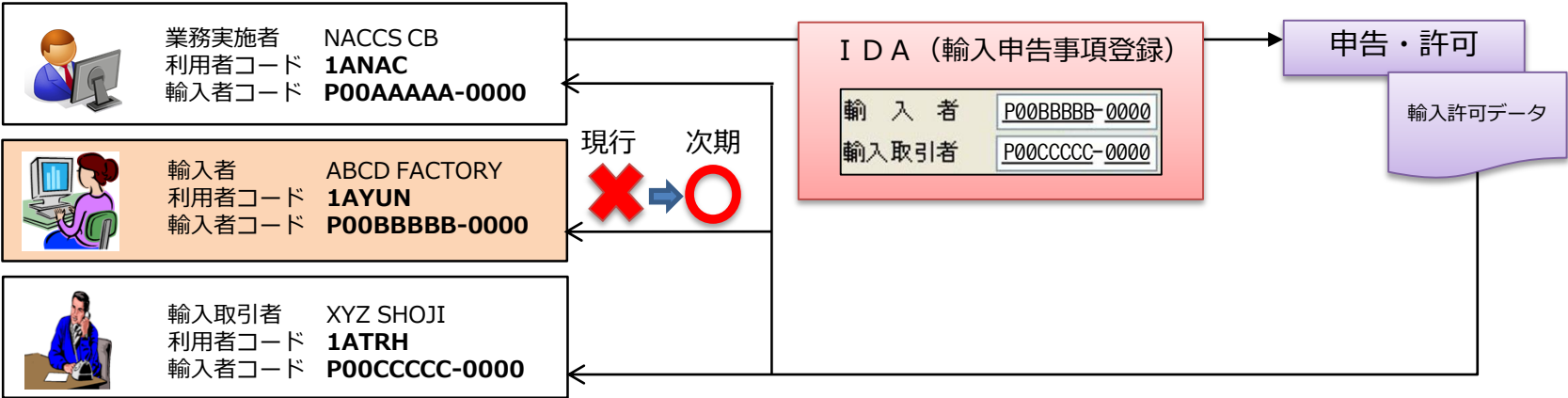
- ・ 輸入申告等において、輸入者コード欄及び輸入取引者コード欄の双方に入力がある場合、輸入者及び輸入取引者の双方に輸入許可データを配信可能とする仕様に変更する。

詳細仕様検討結果

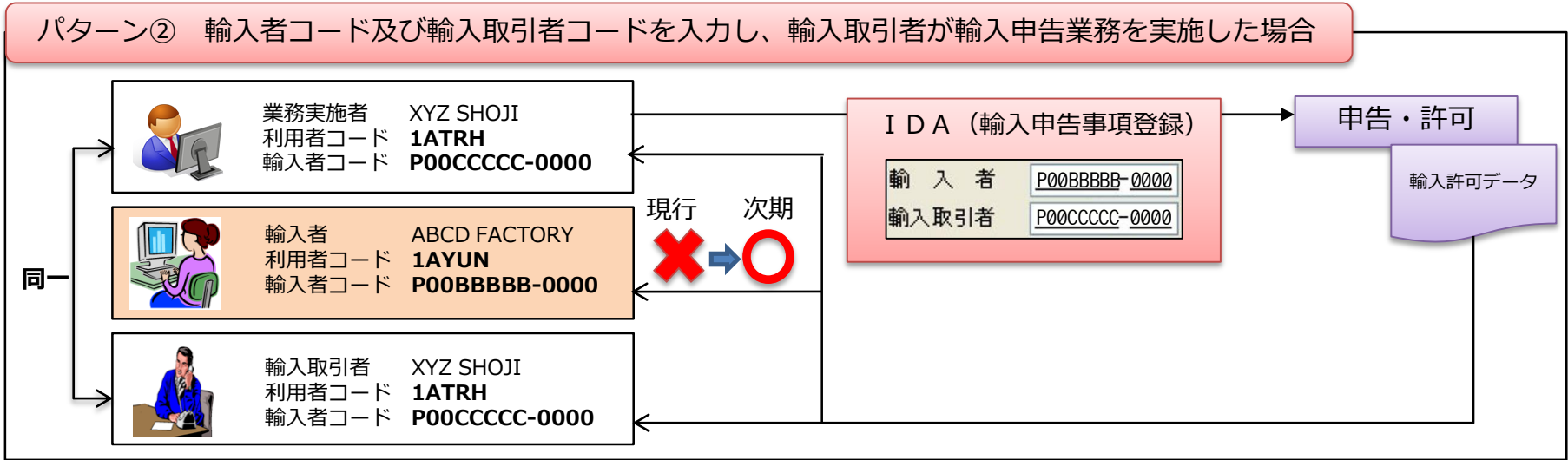
輸入申告等において、輸入者コード欄及び輸入取引者コード欄に入力がある場合は、双方が輸入許可データの配信を受けることが可能となるよう仕様を変更する。変更対象となる業務は以下のとおり。

- ①「輸入申告（IDC）」業務
- ②「シングルウィンドウ輸入申告（SWC）」業務
- ③「一括特例申告（TKC01）」業務
- ④「輸入申告変更（IDE）」業務

パターン① 輸入者コード及び輸入取引者コードを入力し、通関業者が輸入申告業務を実施した場合



詳細仕様検討結果

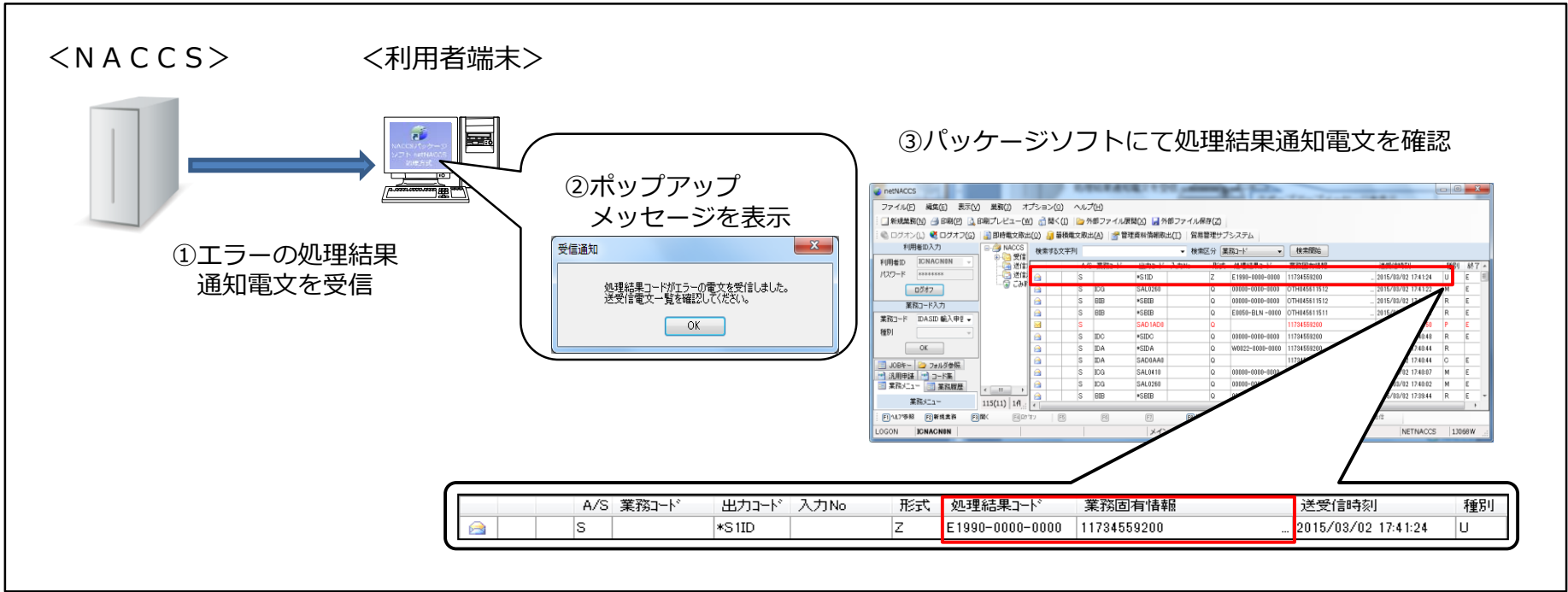


共通	海上	第15回WG	基本IV-6-他	搬入時申告起動時等におけるエラー通知の改善（パッケージソフト）（1）
----	----	--------	----------	------------------------------------

- ・ 搬入時申告等を行い自動起動時にエラーとなった場合、エラー通知が処理結果通知電文のみであり、エラーとなったことに気付にくい状況となっていることから、パッケージソフトにおける通知方法の改善を実施する。

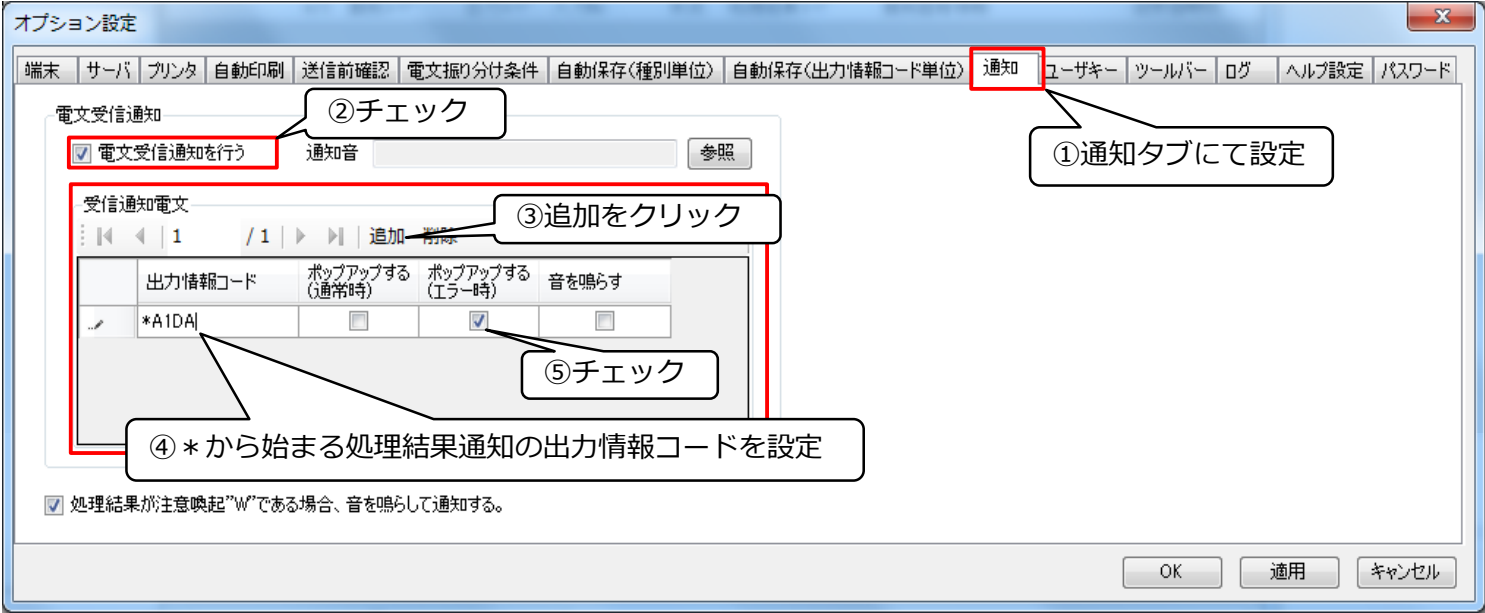
詳細仕様検討結果

即時電文取り出し（メール処理方式では送受信）を行った際、パッケージソフト側で、事前に設定した処理結果通知電文の出力情報コードがエラーだった場合に、ポップアップ通知を行う機能を設ける。



詳細仕様検討結果

パッケージソフトにおけるポップアップ機能の設定方法



項 目	説 明
出力情報コード	通知対象とする電文の出力情報コードを指定する。
ポップアップする（通常時）	指定の出力情報コードの電文を受信した際にメッセージダイアログで通知するか否かを指定する。 “チェックあり”：通知する “チェックなし”：通知しない
ポップアップする（エラー時）	指定の出力情報コードの電文が処理結果通知電文（出力情報コードが*から始まる）であり、当該電文の処理結果コードにエラーが含まれる場合にメッセージダイアログで通知するか否かを指定する。 “チェックあり”：通知する “チェックなし”：通知しない
音を鳴らす	受信した際に音で通知するか否かを指定する。 “チェックあり”：通知する “チェックなし”：通知しない

IX 詳細仕様検討結果

通関	海上	第15回WG	基本IV-6-他	「輸出自動車情報登録（MOA）」業務の改善（1）
----	----	--------	----------	--------------------------

- 1. 「輸出自動車情報呼出し（MOB）」業務及び「輸出自動車情報照会（IMO）」業務において出力される 輸出自動車情報の出力順について、輸出整理番号の昇順から「輸出自動車情報登録（MOA）」業務実施時の入力順に変更する。
- 2. MOA業務実施時に登録結果の確認が可能となるように輸出整理番号や車両特定番号を処理結果画面に出力する。

詳細仕様検討結果

- 1. 輸出自動車情報の出力順を、「輸出自動車情報登録（MOA）」業務実施時の入力順に変更する。
【 変更対象業務：「輸出自動車情報呼出し（MOB）」業務、「輸出自動車情報照会（IMO）」業務 】
- 2. MOA業務を実施した際、輸出自動車情報登録番号及び輸出自動車情報が記載されている「輸出自動車情報登録結果」を新たに出力する。
【 変更対象業務：「輸出自動車情報登録（MOA）」業務 】

1. 輸出自動車情報の出力順を「輸出自動車情報登録（MOA）」業務実施時の入力順に変更する。

<入力時>

処理区分	輸出整理番号	車両特定番号
01	505000000000012	TEST-505
02	101000000000003	TEST-101
03	606000000000004	TEST-606
04	303000000000002	TEST-303-1
05	303000000000013	TEST-303-2
06	303000000000024	TEST-303-3
07	202000000000006	TEST-202

<出力時>

処理区分	輸出整理番号	車両特定番号
01	505000000000012	TEST-505
02	101000000000003	TEST-101
03	606000000000004	TEST-606
04	303000000000002	TEST-303-1
05	303000000000013	TEST-303-2
06	303000000000024	TEST-303-3
07	202000000000006	TEST-202

現行では輸出整理番号の昇順で出力されるが、次期では並び替えを行わず、入力時の順番のまま出力する。

詳細仕様検討結果

2. MOA業務を実施した際、輸出自動車情報登録結果を新規に出力する。

輸出自動車情報登録
（MOA）

処理結果通知

輸出自動車情報
登録結果

輸出自動車情報登録結果

ファイル(E) 表示(V)

輸出自動車情報登録番号 M000006740

処理区分	輸出整理番号	車両特定番号
01	505000000000012	TEST-505
02	101000000000003	TEST-101
03	606000000000004	TEST-606
04	303000000000002	TEST-303-1
05	303000000000013	TEST-303-2
06	303000000000024	TEST-303-3
07	202000000000006	TEST-202

払出後の輸出自動車登録番号を
出力する。

明細部は入力内容
を出力する。

輸出自動車情報登録番号及び登録した輸出自動車情報が出力されることから、「輸出自動車情報登録（MOA）」業務完了後において、その登録内容が確認可能となる。

IX 詳細仕様検討結果

通関	海上	第15回WG	基本IV-6-他	「輸入申告事項登録（IDA）」業務における入港日のブランク化（自動補完）
----	----	--------	----------	--------------------------------------

- 海上における「輸入申告事項登録（IDA）」業務等において、「入港年月日」欄のブランク化を可能とし、申告時点で「入港年月日」を自動補完する機能の追加を実施する。

詳細仕様検討結果

海上においても、「入港年月日」欄をブランクのまま輸入申告事項登録及び後続の予備申告を実施することを可能とし、通常申告又は本申告時に、貨物情報から入港年月日を自動補完することとする。対象業務は以下のとおり。

①「輸入申告事項登録（IDA）」業務

②「シングルウィンドウ輸入申告事項登録（SWA）」業務

③「輸入申告変更事項登録（IDA01）」業務（予備申告中のみ）

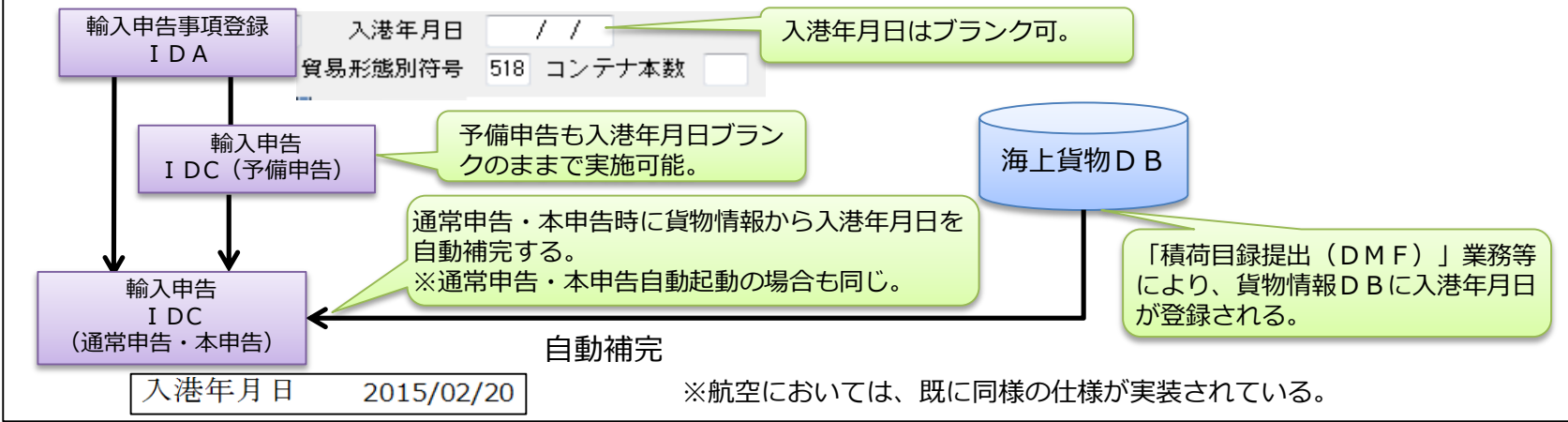
④「輸入申告（IDC）」業務

⑤「シングルウィンドウ輸入申告（SWC）」業務

変更となるパターン

IDA業務時の処理結果		航空	海上	
			現行	次期
貨物DBなし		正常終了	エラー	正常終了
貨物DBあり	入港年月日の登録無し	正常終了	エラー	正常終了
	入港年月日の登録有り	正常終了（自動補完）	正常終了（自動補完）	正常終了（申告時に補完）

変更イメージ

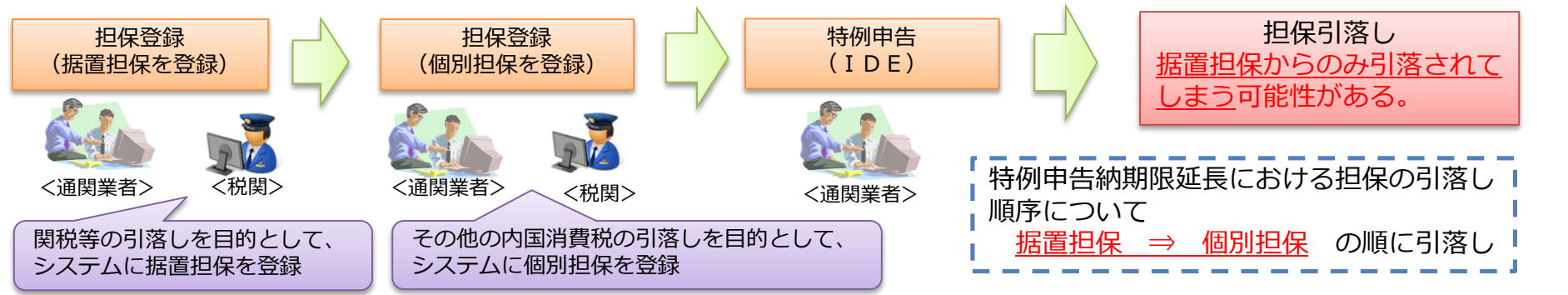


IX 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第12回 WG	基本 IV-6-他	特例申告納期限延長に係る据置担保、個別担保の併用可能化
----	----------	------------	--------------	-----------------------------

- ・ 特例申告納期限延長において、「関税等」及び「その他の内国消費税」はいずれも据置担保から優先して引き落とされるため、据置担保と個別担保を使い分けた引落しがない場合があることについて、優先順位を見直して改善を実施する。
※関税等…関税、特殊関税、消費税及び地方消費税 ※その他の内国消費税…関税等以外の内国消費税（酒税、たばこ税、揮発油税、石油石炭税等）

詳細仕様検討結果



＜問題点＞ 現行においては、「関税等」及び「その他の内国消費税」とも、「据置担保」から優先して引落とされる仕様となっている。従って、税額の合計が据置担保残高以下の場合、個別担保が登録されていても全て据置担保から引落されてしまう事象が発生する。

＜対応案＞ 担保の引落し順序を「関税等」と「その他の内国消費税」とで異なるものとし、特例申告納期限延長に係る据置担保、個別担保を使い分けた引き落としを可能にする。

「関税等」の引落しは「据置担保⇒個別担保」のままとし、「その他の内国消費税」の落し順序を以下のとおり変更する。

(現行) 据置担保 ⇒ 個別担保 → (第6次) 個別担保 ⇒ 据置担保

IX 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第17回 WG	基本 IV-6-他	輸入申告事項登録における「他法令識別」欄の入力桁数拡大
----	----------	------------	--------------	-----------------------------

- ・「輸入申告事項登録（IDA）」業務等における他法令（食品衛生・植物防疫・動物検疫）証明識別欄における入力件数の拡大を実施する。

詳細仕様検討結果

次 期

他法令（食品衛生・植物防疫・動物検疫）識別欄における入力可能件数を、現行の届出・申請件数合計 7 件から合計 9 件に拡大する変更を行う。

IDA.AID 輸入申告事項登録(輸入申告)

ファイル(F) 表示(V)

共通部 繰返部

大額/少額* ☐ 申告等種別* ☐ 申告先種別 ☐ 貨物識別 ☐ 申告番号
あて先官署 ☐ あて先部門 ☐ 識別符号
輸 入 者 申告等予定年月日
住 所
電 話
蔵置
貨物積載
取卸
戻税申告 ☐ 貿易管理令 ☐ 輸入承認証 ☐ 内容点検結果 ☐ 調査用符号 ☐
他法令 ☐ 共通管理番号 食品 ☐ 植防 ☐ 動検 ☐
輸入承認証等 1 2 3
4 5
仕入書識別* ☐ 電子仕入書受付番号 仕入書番号
仕入書価格
運 賃 保 險
証 価 補 正

各届出・申請の識別欄の入力を合計7件から9件に拡大
(1) 1申請の場合は「Y」を入力
(2) 2申請以上の場合は「2~9」の数字を入力
(3) 他法令手続きの証明をシステムにより行う旨を取消す場合は「N」を入力

- <変更対象業務>
- ・「輸入申告事項登録（IDA）」業務
 - ・「輸入申告変更事項登録（IDA01）」業務
 - ・「輸入申告（IDC）」業務
 - ・「関連省庁申告・申請状況照会（IXX）」業務
- <変更対象帳票>
- ・他法令未済等確認情報（SAD437・AAD437）
 - ・関連省庁申告・申請状況照会情報（SAD716・AAD716）

IX 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第14回WG	基本IV-6-他	「輸出貨物情報登録（ECR）」業務における帳票出力日時を表示
----	----	--------	----------	--------------------------------

- ・ ECR業務では複数回に亘って訂正が生じるケースがあるが、帳票出力時に出力順を示す情報がないため最新情報が不明になるため、帳票出力の際に出力した日時を表示するよう変更する。

詳細仕様検討結果

ECR業務において出力される以下の電文について、電文ヘッダの出力共通項目にある「電文受信日時」(NACCSサーバで処理要求を受け付けた年月日、時分)を「yyyy/MM/dd HH:mm」の形式で新たに表示する。

なお、本変更は、端末テンプレートの修正のみであり、電文自体には項目追加等は発生しない。

【対象電文】 ① 輸出貨物登録情報（SAT005） ② 輸出貨物訂正情報（SAT006） ③ 輸出貨物取消情報（SAT007）

表示例：輸出貨物登録情報
(SAT005)

輸出貨物登録情報	
搬入予定先	XXXXE - XXXXXXXX1XXXXXXXXXE
搬入予定年月日	yyyy/MM/dd
N-S/I 番号	XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE
輸出管理番号	XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE
登録者	XXXXE
輸出者	XXXXXXXX-X1XE
輸出者名	XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXXXXXX4XXXXXXXXX5XXXXXXXXX6XXXXXXXXXE
申告予定者	XXXXE
貨物識別	X
品名	XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXXXXXX4XXXXXXXXX5XXXXXXXXX6XXXXXXXXXE
個数	12, 345, 678 - 12, 345, 678 - XXE
重量	1, 234, 567, 890 - 1, 234, 567, 890 - XXE
容積	1, 234, 567, 890 - 1, 234, 567, 890 - XXE
経由地	XXXXE
船会社	XXXXE
積載予定船舶	XXXXXXXXXE - XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE
航海番号	XXXXXXXXXE
入港年月日	yyyy/MM/dd
積出港	XXXXE

yyyy/MM/dd HH:mm